

官報

号外

令和四年四月二十六日

○第二百八回国会衆議院会議録 第二十三号

令和四年四月二十六日(火曜日)

議事日程 第十八号

令和四年四月二十六日

午後一時開議

第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員金田勝年君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

令和四年四月二十六日 衆議院会議録第二十三号

永年在職議員の表彰の件

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。

国会議員として在職二十五年に達せられました金田勝年君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。

議員金田勝年君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(細田博之君) この際、金田勝年君から発言を求められております。これを許します。金田勝年君。

〔金田勝年君登壇〕

○金田勝年君

謝 辞

この度は、院議をもって永年在職表彰の榮譽を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。思えば、今日に至るまで、ただひたすらに「公的なものへの献身という思い」一つで駆け抜けてきた日々であったと思います。

私の父は、ふるさと秋田で水力発電所に勤務をする会社員でありました。

父はいつも私に、自分が作る電気で世の中が明るくなるんだ、おまえも父さんを見習って、将来、人の役に立つような仕事をするんだぞと言われて育った少年時代、これが私の原点でありました。

大学を卒業して、私は、大蔵省に入省し、国の予算を預かる主計局を中心に公務員生活を送るのですが、入省した当時は、主計局長のかばん持ちとして、国会の予算委員会に陪席したことがしばしばでありました。

それから四十八年。

当初、第一委員室の末席に付添いで座っていましたが、後に国会議員となつて、昨年は、予算委員長の席に座る運命をいただくことになる。

〔拍手〕

人生とは実に不思議な巡り合わせでもあります。こうした私ですから、大蔵省で働く中で政治の世界と関わる機会を豊富にいただいたことも事実であります。

その例の一つとして、国会の予算を担当した際には、例えば、ここにおられる国会議員の皆さん全員がお世話になっております。なじみの深い制度、すなわち政策秘書制度の設立に携わったときのことです。当時、各党並びに秘書会から、第三秘書をつくってほしいということで御相談をいただいたのですが、アメリカなども参考に、また、当時の議運の指導もいただきながら、それまでの第一秘書よりも俸給の高い格付で、新たに政策秘書制度をつくることができました。あります。我が国の議会政治の向上に資するのであればとの私たちの願いがかなった瞬間でありました。

令和四年四月二十六日 衆議院会議録第二十三号

また、大蔵省時代には、大蔵大臣として薫陶を賜りました竹下登先生や渡辺美智雄先生のお世話になったことに加え、野呂田芳成先生との出会いもあり、ふるさと秋田のために力を尽くすべく、平成七年に参議院議員となり、後に衆議院に転じ、今日に至っております。

すばらしい政界の先輩、同僚の皆様から御縁をいただいたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

この間、法務大臣や外務副大臣、党の幹事長代理、また、衆議院予算委員長、財務金融委員長などの要職を拝命するなど、折々に、政治と行政の枢要において汗をかかせていただきました。

また、法務大臣時代は、百二十年ぶりの民法の債権法分野の改正、百十年ぶりの刑法改正に加え、長年の懸案となっていたテロ等準備罪処罰法の東京オリンピック前の成立に取り組みなど、僅か一年で二千回に及ぶ国会質疑に応じたことは、得難い体験でありました。(拍手)

国民の安全と国際社会秩序の安定に取り組むという重大な責務を自分の手で果たすことができましたことは、政治家として大きな矜持となりました。

振り返ればたくさん思い出が去来いたしますが、それらは全て「公的なものへの献身の思い」の結果でありました。

こうした私を後押しして支えてくれましたのは、地元秋田の皆様、同志議員の皆様、党や役所、また事務所スタッフの皆様たちであつて、そして、今日まで私を支えてくれた妻に対しても、心から感謝を申し上げる次第であります。(拍手)

今後、国会議員としての職務に愚直に励み、次の世代に誇れる日本、愛するふるさと秋田のために、全力で責任を果たしていく決意を申し上げます、私の心からの謝辞とさせていただきます。

永年在職議員の表彰の件 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長小里泰弘君。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小里泰弘君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

日本海溝及び千島海溝沿いの海溝型地震については、関係法律等に基づき、鋭意防災対策が進められてきましたが、甚大な被害が発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、本年三月に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震、津波を想定した防災対策がまとめられました。

本案は、こうした状況に鑑み、同地震に係る地震防災対策について、先に対策が進められてきた南海トラフ地震に係るものと同程度に強化するため、地震防災対策推進協議会の組織、津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めようとするものであります。

本案は、去る二十一日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の強化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第二、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長関芳弘君。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○関芳弘君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消滅命令等の措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養の状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十四日本委員会に付託され、翌十五日山口環境大臣から趣旨の説明を聴取し、二十二日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 航空法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第三、航空法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長中根一幸君。

航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中根一幸君登壇)

○中根一幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、航空分野における脱炭素化の推進及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた航空会社への支援を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国による航空脱炭素化推進基本方針の策定及び航空会社等が作成する計画の認定制度の創設並びに同計画に基づく事業等に係る特別の措置を定めること、

第二に、航空会社への支援措置を講じる特例措置を令和四年度においても引き続き行うことなどであります。

本案は、去る四月十九日本委員会に付託され、翌二十日斉藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、二十二日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第四、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長古屋範子君。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(古屋範子君登壇)

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第六次エネルギー基本計画等を踏まえ、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネルギーの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置づけ等の措置を講ずるものであります。

航空法等の一部を改正する法律案 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案についての西銘国土大臣の趣旨説明

本案は、去る四月五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、八日萩生田経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十三日に質疑に入り、更に十五日に質疑を行い、二十日参考人から意見を聴取し、二十二日、日本維新の会から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針策定時の勘案事項の追加等と内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論、採決を行った結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土大臣西銘恒三郎君。

(国土大臣西銘恒三郎君登壇)

○国土大臣(西銘恒三郎君) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、福島県の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に資する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするともに、福島県の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う福島国際研究教育機構を新たに設立するものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、福島において取り組むべき新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策等の推進に関する新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとし、同計画は、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定めるものとしております。

第二に、福島国際研究教育機構の目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第三に、福島国際研究教育機構の役員として、理事長、監事及び理事を置くこととしております。

第四に、福島国際研究教育機構の主務大臣等について定めるほか、中期目標の策定等に当たって、復興推進委員会、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聞くこととしております。

その他所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法案の趣旨でございます。(拍手)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 内閣提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。菅家一郎君。

(菅家一郎君登壇)

○菅家一郎君 自由民主党の菅家一郎であります。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

(拍手)

まず冒頭に、北海道知床半島沖で乗員乗客二十六名を乗せた観光船が浸水して消息を絶った事故によりお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表するとともに、懸命に続けられている捜索活動により、行方不明となっている方々が一日も早く救出されることをお祈り申し上げます。

東日本大震災そして東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生してから十一年の月日がたちました。また、最近でも、二度にわたって、福島県沖を震源とする大きな地震が被災地を襲っています。

改めまして、震災でお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様は哀悼の誠をささげるとともに、現在も避難生活を強いられている方々、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

原子力発電所の事故によって被災した福島を、私たちは責任を持って復興させていかなければなりません。事故の収束はもとより、夢と希望にあふれた福島の創造的復興を成し遂げるためには、単に震災以前の状態に戻すことを目指すのではなく、福島において新しい研究開発を推進し、原発事故の福島から研究開発の福島へ、抜本的な転換を図る必要があります。

そして、本法案で新しく設立しようとしている福島国際研究教育機構は、各市町村で帰還できていない人が数多くいらっしゃる中、困難な課題を抱える避難指示区域を始めとする福島の復興に寄与する大きな起爆剤となるものだと考えています。この国家的プロジェクトを何としてでも成功させるべく、政府においては、覚悟を持って、また、政府一丸となった取組を求めたいと思います。

かかる前提の下、以下、本法案の内容等について質問をいたします。

まず初めに、福島国際研究教育機構の設立に当たり、復興大臣の決意について伺います。

福島国際研究教育機構が、我が国の科学技術力及び産業の国際競争力の強化に貢献するものであり、さらには世界に誇れるものとするためには、復興大臣のリーダーシップの下、省庁間の縦割りを超えるものである必要があります。復興庁の強いリーダーシップを発揮することが重要であると思えますが、西銘復興大臣の御決意について伺います。

次に、福島国際研究教育機構の役割について伺います。

これまで、福島では、福島イノベーション・コースト構想が進められてきており、既に様々なプロジェクトの具体化や産業集積に向けた取組が進められてきています。例えば、福島県立医科大学においては、復興予算を活用し、新しい感染症の分析にも活用できるような新たな研究開発に取り組んでおり、新たな創業につながるこうした取組をより一層推進する必要があります。そして、これらの取組を更に発展させていくためには、福島国際研究教育機構の役割が重要になってくると考えます。

島国際研究教育機構は福島イノベーション・コースト構想の中でどのような位置づけとなるのか、西銘復興大臣にお伺いをいたします。

次に、研究者等の呼び込みについて伺います。世界に誇れる研究開発を進めていくには、国内外の優秀な研究者等が福島国際研究教育機構における研究開発等の活動に参画していただく必要があります。そのためには、研究者等に対する処遇の確保や研究環境の整備はもちろんのこと、研究者の御家族にも福島に来ていただけるよう、生活環境の整備も重要です。

福島に優秀な研究者等と呼び込むためにどのような対策を講ずる予定なのか、西銘復興大臣に伺います。

次に、福島国際研究教育機構における研究内容について伺います。

福島国際研究教育機構が地元の夢や希望となるものとしていくためには、福島だからこそ取り組むべき研究開発、あるいは福島だからこそ取り組める研究開発を行っていくべきと考えます。

この機構が世界に冠たる研究機関となるよう、どのような研究開発を進めていくのか、西銘復興大臣にお伺いをいたします。

最後に、福島の復興再生が本格的に始まったばかりであり、今後中長期的な対応が不可欠です。震災から十一年が経過する中で、全国に、そして世界に誇れる福島をつくっていくためには、福島国際研究教育機構が中心となって取組を加速させていくことができるよう、本法案の早期成立を訴えて、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣西銘恒三郎君登壇)

○国務大臣(西銘恒三郎君) 菅家一郎議員から、四点御質問がございました。福島国際研究教育機構の設立への決意についてお尋ねがありました。

福島国際研究教育機構については、政府として、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となることも、我が国の科学技術力、産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる創造的復興の中核拠点となることを目指します。

また、昨年度末に策定した機構の基本構想等に基づき、機構の設立に向けた取組を、復興庁が中心となり、政府一体となって進めてまいります。引き続き、被災地の皆様の声をしっかりと受け止め、東北の復興なくして日本の再生なしとの強い決意の下で、被災地の復興に全力を尽くしてまいります。

福島イノベーション・コースト構想における福島国際研究教育機構の位置づけについてお尋ねがありました。

これまで、福島イノベーション・コースト構想に基づく廃炉、ロボット等の研究・実証拠点等の整備、さらには医療関連、航空宇宙などにも拡大された取組を通じて、浜通り地域等に新たに進出した企業と地元企業が連携して研究開発に取り組むなど、産業集積の芽がはじめています。

福島国際研究教育機構は、この福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、各施設等の取組に横串を刺す司令塔として位置づけられております。今後、福島国際研究教育機構を設立することにより、研究開発や産業化、人材育成の取組を更に加速させてまいります。

福島国際研究教育機構における研究者等の確保についてのお尋ねがありました。

福島国際研究教育機構が、福島の中長期的課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進するためには、国内外から優秀な研究者が参画することが重要です。

このため、最先端の研究を支える研究設備の設置や、国際的に優れた能力を有する人材を確保する必要性を考慮した処遇、人事制度を整備すること等により、魅力ある研究環境の整備に取り組んでまいります。

あわせて、住まい、教育、子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要であり、地元が取り組むまちづくりと緊密に連携して、機構の施設整備を進めてまいります。

福島国際研究教育機構における研究開発についてのお尋ねがありました。

機構は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進することとしています。

例えば、廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能な遠隔操作ロボットやドローンの開発、放射性同位元素、いわゆるRIの先進的な医療利用や創薬技術開発等につながる、アルファ線放出核種等を用いた新たな医薬品の開発などの研究開発を進めていくことを想定しております。

国内外から優秀な研究者が参画する研究環境の下で、新たな技術や手法を分野横断的、学際的に融合させることなどにより、世界最先端の研究開発の実現を目指してまいります。

以上です。(拍手)

○議長(細田博之君) 金子恵美君。

(金子恵美君登壇)

○金子恵美君 立憲民主党の金子恵美です。

立憲民主党・無所属の会派を代表して、ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

冒頭、北海道知床半島の沖合で、乗客乗員二十六名が乗った観光船が消息を絶ち、現在、懸命な捜索活動が行われておりますが、一人でも多くの人命が救助されることを心から願います。

また、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、このような事故が二度と起こることがないように、早急に原因究明を図り、再発防止の徹底を求めます。

また、連日、ロシア軍によるウクライナへの侵攻が報じられています。ウクライナは、チヨルノービリ原発事故を経験し、東日本大震災の際には我が国に放射線サーベイメーター、個人線量計などの物資を提供してくださいました。東京電力福島第一原発事故によりウクライナと同じ痛みを経験した我が国として、政府に、ウクライナに対する更なる人道的な支援を行うことを求めます。

去る三月十六日深夜、福島県沖を震源とする最大震度六強の地震が、東日本大震災から十一年を迎えたばかりの被災地を襲いました。

今回の地震により亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本日議題となりました福島復興再生特別措置法改正案の対象地域である福島県は、東日本大震災、令和元年東日本台風、昨年の福島県沖地震、そして先月の福島県沖地震に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、復旧復興への気力を失いかねない大変厳しい状況にあります。

政府は四月八日に支援策を取りまとめましたが、被災地からは、十分ではないとの声があります。今後のより手厚い政府の対応策について、二之湯防災担当大臣にお伺いいたします。

度重なる災害により、被災地の方々の復興に向けた希望が失われることがないように、そして、今回の改正が被災地にとって本当の夢や希望となる

ことを願い、本法律案の質問に入ります。

東日本大震災から十一年、地震、津波被災地域では、土地の造成や災害公営住宅の建設等のハード面の整備はおおむね完了し、復興事業はハード整備から持続可能な地域づくりという新たな段階に移っております。

原子力災害被災地域では、避難指示が解除された地域での生活の再建が始まった一方で、帰還困難区域全域の避難指示解除や廃炉、汚染水対策についてはまだ長い年月を要することが見込まれ、中長期的な対応が必要であり、引き続き、国が前面に立つて取り組まなければなりません。

本法律案では、このようないまだに厳しい状況にある福島の復興及び再生を一層推進するため、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構を新たに設立するものとされています。

本年三月に取りまとめられた福島国際研究教育機構基本構想では、二〇二二年度は機構設立の準備期間とし、二〇二三年四月に機構を設立するとしています。

一方で、その立地場所については、四月八日に、復興庁は、福島県に対し、機構の本施設及び仮事務所の立地について意見を伺う通知を发出しました。福島県は、避難地域十二市町村の意向を確認した上で、八月に候補地を選定し、国は、それを尊重して、九月までに立地場所の決定を目指すとしております。

機構の設立に当たっては、国内外から大学、研究機関、企業などの人材を集積させるため、教育、医療、介護、福祉、交通などの生活環境整備、まちづくりが極めて重要になります。

二〇二三年四月の機構設立まで残り一年となる中で、機構周辺の生活環境整備を早急に進める必要があると思いますが、どのようなスケジュール

で、どのような支援策を講じることを想定しているのでしょうか。西銘復興大臣に伺います。

次に、研究開発の内容について伺います。

福島県は、昨年十一月の政府要望において、新拠点で初めて取り組む目玉となるような研究内容を打ち出すことを求めています。本年三月の基本構想において、ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療や放射線の産業利用、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の五つの研究分野が公表されておりますが、既存の研究機関が研究している分野と重なっているように見え、新鮮味が感じられません。

福島県が求める、福島ならではの新たな研究を本機構で行う必要があると思いますが、現在、研究内容の具体化はどこまで進んでいるのでしょうか。検討状況を復興大臣に伺います。

二〇二〇年六月の有識者会議の最終取りまとめでは、研究分野に廃炉、廃炉技術応用が記載されていましたが、ところが、二〇二〇年十二月、二〇二一年十一月の政府決定、本年三月の基本構想では、五つの研究項目から廃炉の文字がなくなってしまうしました。東京電力福島第一原発の廃炉は、福島の大前提です。廃炉こそが福島でやらなければならない研究分野ではないでしょうか。

また、福島第一原発第二号機のデブリ取り出しのロボットアームは、国際廃炉研究開発機構、三菱重工、英国のメーカーで共同開発されましたが、新型コロナウイルスの影響により英国での開発が遅れ、デブリ取り出しも約一年間遅れたと聞いています。こうした廃炉に特化したロボットの開発こそ、本機構で行われるべきではないでしょうか。復興大臣の見解を求めます。

機構は、研究開発成果の産業化の役割も担っています。福島浜通り地域は、原子力災害により、産業基盤や働く場も失われ、人口減少が著しい状

況にあります。住民の帰還や新たな住民を呼び込むためには、生活環境整備とともに、住民の生活基盤を支える収入を確保するための働く場を生み出すことが不可欠です。

地元福島では、本機構の設立により地元の雇用が創出されることが期待されていますが、機構の最先端の研究を地元企業の雇用にどのように結びつけていくのでしょうか。復興大臣の見解を求めます。

機構の役割に人材の育成があります。福島の復興再生のためには、地元の人材育成が非常に重要であります。地元の高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形で、本機構による地元人材に対する育成の仕組みを構築することが必要です。

二〇二〇年六月の有識者会議の最終取りまとめでは、「おわりに」の中で、福島浜通り地域においても、まずは本拠点が研究所方式で教育、人材育成機能を担っていくとしても、将来的には、大学、大学院の設置がなされ、人材育成の厚みが増していくことを期待したいとしています。

若い世代が帰還、移住を判断する際に、子供のための教育環境の整備は必要不可欠な要素であります。将来的な地元の意向を踏まえた大学、大学院の設置を含め、福島浜通り地域の教育環境の整備充実についての検討状況を復興大臣に伺います。

機構が地域に根つき長期的に発展していくためには、将来的に地元で育った子供たちに機構に関わってもらう必要があります。

本年三月の基本構想でも、機構や連携する大学、研究機関等の研究者による地元の小中学校や高校等への出前授業等を行うとともに、実証フィールドを活用した体験学習会や競技会等を行うことで、小中高生等が先端的な研究、学術分野に触れる多様な機会を設けるとあります。

機構の役割は、研究開発はもちろんであります。この人材育成の役割が非常に重要であると考えます。また、こうした取組により、子供を持つ世代の帰還が進むことも考えられます。文部科学省と連携して、地域の未来を担う子供たちを対象とした人材育成を計画的に進めていくことについての復興大臣の見解を伺います。

本法律案では、研究者等に対する有期労働契約を無期労働契約に転換させる期間を通算五年から十年とする特例が規定されています。

報道によれば、同様に十年の無期転換ルールの特例が適用されている国立研究開発法人理化学研究所の有期の研究系職員およそ六百人が来年三月末で雇止めになるとして、一部職員でつくる労働組合が見直しを求めているとのことですが。

本機構については、本年三月の基本構想において、研究者、職員については、当初は有期雇用を活用しながら、随時、必要と実行可能性を考慮して、任期なし契約への移行を図るとしております。

研究者が安心して研究開発に取り組むためには、雇用の安定は重要であり、研究者等本人の意に反した雇止めが行われないよう、可能な限り任期なし契約へ移行すべきと考えますが、政府としてどのような対策を講じようとしているのか、復興大臣に伺います。

本年三月の基本構想では、機構の活動が本格的に軌道に乗った時点において、研究グループの数は五十程度になることが想定され、人員規模として数百名の国内外の優秀な研究者等が研究開発等の活動に参画することを想定としています。

今年度後半から先行プロジェクトを実施するとありますが、機構の活動が本格的な軌道に乗る時期について、いつ頃を想定されているのでしょうか。

また、数百名もの国内外の優秀な研究者を呼び込むのは簡単なことではないと思います。特に海外の著名な研究者に来ていただき、地域に親しみ定着してもらえようするには、魅力的な研究環境や生活環境整備に加え、処遇の柔軟性が必要だと思いますが、現状での検討状況を復興大臣に伺います。

本年三月の基本構想では、財源措置について、復興特会設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的、計画的に進めるとしています。

研究開発については、研究者の長期にわたる努力の末に成就することが少なくないと思います。しかし、復興特会は、復興庁の設置期限と同様に、二〇三一年三月末までとなっています。

世界最先端の研究を実施するためには、長期にわたって十分な研究資金の確保が不可欠です。福島県も十分な予算確保を求めている、世界に冠たる創造的復興の中核拠点にふさわしい規模の予算が必要とします。

政府は、復興特会後を見据えて、今から財源確保の在り方について検討を開始し、その具体的な方向性を可能な限り早急に福島県民を始め国民の皆様を示すべきと思いますが、復興大臣の答弁を求めます。

本法律案に基づき設立される福島国際研究教育機構が、被災地を始め、東北、そして我が国の明るい未来につながることを願いつつも、我々立憲民主党は、県外避難者を含めた被災者の方々が真に安定した生活を取り戻すことができるよう、最後の一人に至るまで支援を継続し、若者たちが未来に希望を持てるふるさとの復興再生を果たすまで全力でお支えることを誓い、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣西銘恒三郎君登壇)

○国務大臣(西銘恒三郎君) 金子恵美議員から九問の質問をいただきました。

機構設立と生活環境整備に関するお尋ねがありました。

様々な研究人材等を機構の立地地域や周辺地域に呼び込み、定住につなげていくためには、住まいや教育、子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要です。

福島県においても、機構の立地選定に当たっては、研究者が安心して研究教育活動に打ち込める、そして福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化できるよう、広域的な視点に立つて候補地を選定する考えであると承知しております。

また、機構の本格的な活動のために必要となる機構の施設については、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととしています。

今後、機構の立地を契機として、福島県や市町村が取り組むまちづくりについては、国としても緊密に連携しつつ、機構の施設整備を進めてまいります。

福島国際研究教育機構における研究開発についてお尋ねがありました。

機構は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進することとしています。

例えば、廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能な遠隔操作ロボットやドローンの開発、放射性同位元素、いわゆるR1の先端的な医療利用や創薬技術開発等につながる、アルファ線放出核種等を用いた新たな医薬品の開発などの研究開発を進めていくことを想定しています。

国内外から優秀な研究者が参画する研究環境の下で、新たな技術や手法を分野横断的、学際的に融合させることなどにより、世界最先端の研究開発の実現を目指してまいります。

廃炉ロボットの開発に関するお尋ねがありました。

廃炉を着実に進めるためには、遠隔かつ過酷環境における高精度、高信頼性が求められる技術が必要不可欠であり、こうした高度な遠隔技術等の研究開発に取り組むこととしています。

具体的には、次世代高速通信やバーチャルリアリティー、人工知能、AIなどを遠隔技術に導入し、高い専門性、信頼性を必要とする作業を遠隔で実現する遠隔操作ロボットの研究開発等を行うことを想定しており、引き続き、廃炉の着実な推進に資する研究開発を進めてまいりたいと考えています。

機構の地元雇用への効果についてお尋ねがありました。

機構における研究開発の取組を福島を始め東北の復興に結びつけていくためには、研究開発の成果を社会実装、産業化に着実につなげていくことが重要です。

このため、産学連携体制の構築や機構発ベンチャー企業等の創出、育成などの取組を通じて、地元の雇用創出にも貢献できるよう取り組んでまいります。

また、機構においては、数百名の国内外の優秀な研究者等が研究開発等の活動に参画することを想定しています。研究者やその家族が機構の立地地域周辺に集積することで、新たな需要が生まれ、雇用創出にもつながるものと期待しています。

福島浜通り地域の教育環境の整備充実についてお尋ねがありました。

これまでの福島イノベーション・コースト構想の取組により、産業化の動きに加えて、大学や高等専門学校等と連携した人材育成や国内外の研究機関等との連携等も進んでいます。これを更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として機構を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていきます。

こうした機構の取組を通じて、地域における人材の厚みを増すことにより、今後、関係機関との連携や役割分担、人材の育成や確保に関するニーズ等の状況を踏まえて、人材育成の取組について、更に検討、具体化を図ってまいります。

機構における人材育成についてお尋ねがありました。

機構が立地地域等に定着し長期的に発展するためにも、未来を担う若者世代に対する人材育成の取組が重要であると考えております。機構等の研究者による地元の小中学校や高校等への出前授業等や実証フィールドを活用した体験学習会や競技会等を行うことで、小中高生等が先端的な研究、学術分野に触れる多様な機会を設けてまいります。

また、例えば、実証フィールドの視察や伝承館と連携した研修等を含む、学校教員や教員志望学生向けの実地研修等を行うことで、科学教育や防災教育に関する人材育成の基盤構築に資するとともに、機構の取組に対する小中高生等の関心の醸成と参加の促進を図ってまいります。

機構における研究者の雇用の安定についてお尋ねがありました。

国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性から、成果や能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準や、安心して研究開発等に取り組むことができる研究環境の整備等をもって処遇することにより、国内外に誇れる研究活動を推進して

まいります。

大学等、研究開発法人等の研究者等については、業務の特性に照らして、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において、無期転換の申込みができるまでの期間を通算十年とする特例が定められており、研究開発を主たる業務とする機構においても同様に特例を設けています。

機構において有期雇用される研究者については、随時、必要性和実行可能性を考慮して、任期中に契約への移行を図ってまいります。

福島国際研究教育機構の活動スケジュールと研究者等の確保についてお尋ねがありました。

機構については、中期目標の期間である七年間及び必要な施設の順次供用開始を目指す復興庁設置期間内において本格的軌道に乗せることを目指します。

また、機構が、福島の中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進するためには、国内外から優秀な研究者が参画することが重要です。

このため、研究者やその家族にとつて、住まい、教育、子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要であり、地元が取り組むまちづくりと緊密に連携して、機構の施設整備を進めてまいります。

また、最先端の研究を支える研究設備の設置や国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮し、成果や能力に応じて柔軟に設定した給与等の設定を可能とすることについて本法案に規定しています。これらにより、国内外の優秀な研究者の定着を図ってまいります。

機構の財源確保の在り方についてお尋ねがありました。

福島国際研究教育機構は、福島を始め東北の復興を前進させるとともに、我が国の科学技術力、産業競争力の強化にもつながる、創造的復興の中核拠点を目指すこととしています。

その実現に向けて、機構が長期、安定的に運営できるよう、復興特会設置中は復興財源等が必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的、計画的に進めることとしています。

以上です。(拍手)

(国務大臣(二之湯智君登壇))
○国務大臣(二之湯智君) 金子議員より、福島県沖を震源とする地震の支援策について御質問いただきました。

改めて、今回の地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

私も、総理からの指示を受け、直ちに現地に入り、被災現場を視察し、内堀福島県知事や立谷相馬市長と意見交換をいたしました。

その際に見聞した被害の状況や被災自治体からの要望について私から総理に報告したところ、総理から、被災者の方々に寄り添った支援策を取りまとめるよう指示がありました。

この地震による被災地は度重なる災害などに見舞われた地域であり、被災した方々の復興に向けた希望が失われることのないよう、関係省庁が協力して、被災者の生活となりの再建に向け、四月八日に支援策を取りまとめたところです。

被災自治体からも一定の評価をいただいたと認識しており、引き続き、被災地の声をよく伺いながら、復旧復興に全力を尽くしてまいります。

(拍手)

○議長 細田博之君 早坂敦君。

〔早坂敦君登壇〕

○早坂敦君 日本維新の会、早坂敦です。

私は、会派を代表して、福島復興再生特別措置法の一部改正法案に関して、関係大臣に質問をいたします。(拍手)

東北では、最近、地震が相次ぎ、大きな揺れのために東日本大震災の恐怖と不安がよみがえっています。

中でも、三月十六日の福島県沖を震源とする地震では、お亡くなりになった方もおられました。謹んで哀悼の意を表するとともに、災害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回の改正案は、福島復興再生の一環として、原発事故と津波で大きな被害を受けた福島浜通り地域に、新産業の創出、産業の国際競争力強化につながる事業の拠点として、福島国際研究教育機構を設立するというものです。地元福島においては、夢や希望に向かって進む福島の創造的復興の中核になるものとして期待されています。

私たち日本維新の会も、震災から十一年目となった東日本大震災の復興政策において、人に着目したソフト中心の復興支援策の継続、推進を重視し、政策提言しています。

同時に、この新しい機構が本当に福島を始め東北の復興に役立つものとなるには、幾つも見逃すべき課題があることも指摘せざるを得ません。

そこで、関係大臣に質問をいたします。

まず、この新しい拠点は、人が住む場所になければなりません。幾ら最先端のすばらしい研究を行っていても、人々の暮らしから隔絶されているのは、福島の夢や希望にはつながりません。

有識者会議の議論では、研究者六百人、雇用創出五千人という人的規模も見込まれていました。

また、拠点が置かれる場所や施設の内容は今後選定することですが、私は、人々が住みたくなるような魅力ある新しい町をつくり、そこに生き生きとした輝きにぎわいが生まれることを、福島を始め東北地方の本当の夢と希望につながると思います。

復興大臣にお聞きします。

就労者、居住者など人的な規模の見込みとともに、新しい町をつくることについてどのような認識をお持ちですか。お答えください。

今回新設される機構においては、ロボット、エネルギー、農林水産、放射線科学・創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の五つを重点分野として取り組むとしており、いずれも福島の復興と発展にとって欠かせない分野であり、期待が高まっています。

中でも、廃炉作業の着実な推進につながる技術課題に真つ正面から取り組む姿勢は大変評価できるものです。ただ、廃炉の完了は数世代先という途方もない時間がかかることも直視しなければなりません。

復興大臣にお聞きします。

新機構において、先端技術及び先進的な産業の開発拠点や共同研究利用施設とすべく、技術の寄せ集めとならぬよう、例えば、廃炉技術と要素技術の研究開発拠点として、さらに加速器やアルファ放出核種等を活用した群分離・核変換技術の開発やラジオアイソトープ医薬品の最先端開発の拠点として位置づけることは大変価値のあるものと考えますが、いかがですか。

また、福島県内に残る約一千四百万立方メートルという膨大な除染土については、現行の政府目標は、二〇四五年までに県外で最終処分するという、実現が見通せないものとなっていますが、

機構において重要課題に位置づけ、科学的根拠を

踏まえた実行可能な処理のロードマップが早急に策定できるようにすべきと考えますが、併せてお答えください。

地元、福島県議会は、令和二年十二月十七日、政府に意見書を提出し、新たに設置される研究施設が風評払拭のための拠点として不可欠な施設であるとして期待を表明するとともに、機構が取り組む研究が原子力災害での教訓や逆境をはね返す姿を国内外に発信し、風評払拭につながるものとするを求めています。

原子力については、科学的研究や技術開発だけではなく、国民の理解を阻む風評への対策も欠かすことはできません。地元福島の願いに応え、風評対策を全ての重点分野での共通課題に位置づけてほしいと思いますが、新たに設置する機構では風評対策についてどのように取り組んでいくのか、復興大臣の決意をお聞かせください。

特に、水産業は深刻な風評被害にさらされています。

福島産の水産物は、厳しい検査と品質管理を行っており、世界一安全、安心であると言っても過言ではありませんが、それでも根拠なく危険視する風評が後を絶ちません。

先日、南相馬市を訪問した際、地元の方から郷土料理のガニ汁をごちそうになりました。ガニ汁は、モクズガニというガニを石臼で潰して水とみそやしょうゆで味つけをした素朴な料理ですが、カニのうまみがぎゅっと詰まったぜいたくな味わいでした。そんな地元の皆さんが愛されている郷土料理も、風評により、食す人が減ってしまったという話を伺いました。国内においてもまだこのような状況ですから、海外における風評はどれほどかと心配してしまいます。

福島の漁業関係者の皆様の努力により、長らく輸入を禁止していた諸外国のうち、最近、台湾が

福島県産水産物の輸入を解禁しました。しかし、隣国の韓国はいまだに輸入を禁止しており、このことが福島県の水産物への風評を助長しています。

韓国では、尹錫悦氏が新大統領に選ばれました。

農水大臣にお聞きします。

政権交代を好機として、韓国に対して福島の水産物の輸入を解禁するように申し入れ、輸出を再開させることで、世界に向け安全性をアピールするとともに、風評を払拭するように努めるべきではありませんか。大臣の御所見をお示しくください。

また、環境大臣にお聞きします。

韓国にあるCAN DU型原子力発電所からトリチウムの海洋放出の影響をどのように評価し、日本としてどのように対応していますか。お答えください。

ALPS処理水に関する風評も、漁業関係者を直撃する問題になっています。

来年春から、処理水を放射線の影響が全く出ないレベルまで希釈した上で海洋放出されますが、この方法は、国際原子力機関、IAEAも安全性を承認しています。にもかかわらず、処理水を汚染水と呼び続けることは、福島県民を苦しめる風評の元凶として厳しく非難されるべきです。

経済産業大臣に伺います。

ALPS処理水に関する風評を絶つ上で、汚染水と処理水の科学的違いを明確に訴えるとともに、処理水の安全性に係る事実を全国で共有することが重要です。

処理水の海洋放出に当たっては、福島県外、特に沿岸部から離れた海洋での放出も検討することを提案するものですが、御見解をお聞かせください。

また、薄めても同じだなどという、量や濃度という科学の初歩的な概念も無視した無責任な発言が野党の国会議員からなされている事態は嘆かわしいばかりです。共通の言葉がなければ話し合いができないように、自然科学の法則について共通の理解がなければ議論は成り立ちません。

環境大臣にお聞きします。

特に、環境問題について、社会に流布されている情報の真偽を科学常識に基づいて見分ける科学リテラシーの能力を、学校教育のみならず、社会人にも、生きる能力、根拠のない偽の情報にだまされないための能力として身につけていただく取組を国を挙げて本格的に進めるべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

小泉、細川、菅、鳩山、村山の首相経験者の方々五名が、今年一月二十七日、E.Uの欧州委員会委員長宛てに書簡を送り、多くの子供たちが甲状腺がんに苦しんでいるなどと発信しました。山口環境大臣の二月一日の抗議文書の内容は、いわれない差別や偏見を助長することの懸念を表明したものの、適切でないと思われるというにとどまり、抗議としては甚だ不十分なものでした。実際、五名からは、発言の撤回どころか、反省の言葉すら返ってきません。福島県民の皆さんに過度な動揺や心配を与えるだけであって、自民党や立憲民主党を含む首相経験者の方々の無責任な発言に対して憤りを覚えるものです。

問題なのは、政府や関係機関がこの問題に言及する際、完全には否定できないとか、影響とは考えにくいなどと曖昧な表現をするため、結果として風説が野放しとなっていることです。

環境大臣に質問します。

人権侵害の風説を流布する五名の首相経験者に対して、政府として、改めて明確に断固抗議し、発言の撤回を求めるべきです。御所見をお示しく

ださい。

また、過剰診断の問題に真つ正面から向き合い、これ以上の不安が福島県民や国民に広がらないように、実効性を重視した科学的説明を行うように求めるものですが、いかがですか。お答えください。

日本維新の会は、あの震災を風化させることなく、福島を始め東北地方の一日も早い復興と発展のために粉骨砕身努力してまいりたいことをお誓い申し上げ、質問を終わりにします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣西銘恒三郎君登壇)

○国務大臣(西銘恒三郎君) 早坂議員から、私には四問御質問をいただきました。

福島国際研究教育機構の人的規模とまちづくりについてお尋ねがありました。

機構においては、数百名の国内外の優秀な研究者等が研究開発等の活動に参画することを想定しています。

こうした様々な研究人材等を機構の立地地域や周辺地域に呼び込み、定住につなげていくためには、住まいや教育、子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要です。

福島県においても、機構の立地選定に当たっては、研究者が安心して研究教育活動に打ち込める、そして福島イノベーション・コースト構想の効果最大化できるよう、広域的な視点に立つて候補地を選定する考えであると承知しています。

機構の立地を契機として、福島県や市町村が取り組むまちづくりについては、国としても緊密に連携しつつ、機構の施設整備を進めてまいります。

福島国際研究教育機構における放射線科学等の研究についてお尋ねがありました。

機構は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する研究開発を推進することとしています。

例えば、廃炉作業の着実な推進を支えるため、様々な過酷環境下で対応が可能な遠隔操作ロボットの研究開発などに取り組むことや、放射性同位元素、いわゆるR-Iを用いた新たな医薬品の研究開発等に取り組むことを想定しています。

これらの取組により、福島浜通り地域等が原子力災害を乗り越える一助となること、そして、同地域に国内外から優秀な人材が結集し、我が国全体の科学技術力の強化に貢献することを目指してまいります。

除去土壌の県外最終処分に係る取組についてお尋ねがありました。

福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分という方針は、法律にも規定された国の責務です。現在、平成二十八年、二〇一六年に策定した技術開発戦略及び工程表に基づき、環境省が中心となって、減容に関する技術開発、再生利用の実証事業、全国での理解醸成活動などに取り組んでいるところです。

機構においては、原子力災害からの環境回復にも貢献する、放射性物質の環境動態に係る研究に取り組むこととしており、科学的知見の集積や情報発信を通じて、福島浜通り地域等の復興に貢献できるよう取り組んでまいります。

福島国際研究教育機構における風評対策の取組についてお尋ねがありました。

機構においては、原子力災害に関するデータや知見の収集、分析や、研究開発成果の普及を業務として位置づけております。原子力災害に見舞われた福島を中心とした放射性物質の環境動態を解明するとともに、得られた科学的知見及び関係機関が蓄積した原子力災害に関するデータや知見を収集、分析し、継続的、効果的に情報発信に取り

組むことを想定しています。

また、ロボットや農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用といった各分野における最先端の研究も、原子力災害からの復興再生を起点として世界共通の課題解決を目指すものであり、こうした取組全体を通じて機構の活動が風評払拭の大きな力となるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇)

○国務大臣(萩生田光一君) 早坂議員からの質問にお答えいたします。

ALPS処理水の安全性に関する情報発信と福島県外等での海洋放出についてお尋ねがありました。

政府が海洋放出の方針を決定したのは汚染水を浄化処理したALPS処理水であり、両者は明確に異なるものです。こうした点も含め、処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を国内外に丁寧に発信してまいります。

また、福島県外からの海洋放出については、方針決定前に政府の専門家会議で検証されており、すが、持ち出し先の自治体や住民など新たな関係者との調整、関係法令上の手続などに相当な時間を要するとの指摘があり、こうした点を踏まえれば、現実的な対応策にはならないと考えています。

なお、沿岸部から離れた海域での海洋放出は、国際条約上、行うことができないことになっております。(拍手)

(国務大臣金子原二郎君登壇)

○国務大臣(金子原二郎君) 早坂議員の御質問にお答えします。

韓国に対する福島県産水産物の輸入解禁の申入れや風評の払拭についてのお尋ねがありました。

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する早坂敦君の質疑 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する庄子賢一君の質疑

一〇

水産物を含む日本産の食品の安全性は科学的に証明されており、輸入規制は科学的見地に基づき早期に撤廃すべきというのが我が国の立場です。韓国に対しても、これまでも、多国間協議の場などを活用して働きかけてまいりました。

今後とも、関係省庁と連携し、あらゆる機会を活用いたしまして、規制が早急に撤廃されるよう、より一層働きかけるとともに、正確な情報の発信等により風評の払拭に努めてまいります。(拍手)

(國務大臣山口壯君登壇)

○國務大臣(山口壯君) 早坂敦議員から、韓国にある原子力発電所からのトリチウムの海洋放出についてお尋ねがありました。

原子力安全条約に基づき、韓国を含む締約国は、当該条約に基づく義務を履行するための法令や規制基準を設定しているものと承知しておりますが、御指摘の韓国によるトリチウムの海洋放出の影響について、環境省として評価は行っております。

次に、環境問題と科学的知見についてのお尋ねがありました。

科学的知見は環境政策の基盤であり、環境省としては、分かりやすい情報発信に取り組んでいきます。

また、環境教育等促進法に基づき、科学的知見を理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけていただく環境教育を、学校のみならず、職場、地域等のあらゆる場で推進されるよう取り組んでいるところです。

引き続き、分かりやすい科学的な情報発信と、それに基づく環境教育を推進してまいります。

最後に、福島県における甲状腺がんについてお尋ねがありました。

まず、五名の総理経験者が欧州委員会委員長宛

てに送付した書簡について、多くの子供たちが甲状腺がんに苦しみという記述が、いわれのない差別や偏見の助長が懸念されるものであり、適切でないと考え、それを指摘する書簡を五名の総理経験者へ送付しました。加えて、同様の趣旨を、総理から欧州委員会委員長へ伝達したところでです。

また、東京電力福島第一原発事故により、当たり前の日常を奪われ、いまだにふるさとに帰ることができない福島県の県外避難者は、十一年が過ぎた今も、四十六都道府県に二万五千人以上おられます。復興と再生はまさに現在進行形であり、これからも息の長い支援が必要であることを決して忘れてはならないと思っております。

改めて、国が位置づけるこの機構の存在意義について、見解をお尋ねいたします。

環境省としては、引き続き、科学的知見に基づき、福島県が実施する県民健康調査の支援を行うとともに、甲状腺検査の対象者も含め、県民の不安に寄り添いながら、正しい知識の国内外への情報発信により、放射線の影響に関する不安や風評払拭に取り組んでまいります。(拍手)

まず冒頭、復興大臣の福島復興と再生に向けた現状の御認識と取組への御決意を伺います。

加えて、立地場所については、地元の意見が反映されることは当然として、国としては、選定に際し、どのような事柄に重点を置くのでしょうか。立地場所決定の時期も含め、お答え願います。

(議長退席、副議長着席)

○副議長(海江田万里君) 庄子賢一君。

(庄子賢一君登壇)

○庄子賢一君 公明党の庄子賢一です。(拍手)

質問に入ります前に、北海道知床沖の海難事故によりまして犠牲となられました皆様のみなさまに心から哀悼の意を表します。

救難、救出作業の加速と、御家族の皆様方へのきめ細やかなフォロー、そして再発防止に向けた原因の徹底究明を強く願い、順次質問に入らせていただきます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について質問いたします。

東日本大震災から十一年が経過しました。改めて、犠牲となられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族並びに被災された全ての皆様にかからお見舞い申し上げます。

また、東京電力福島第一原発事故により、当たり前の日常を奪われ、いまだにふるさとに帰ることができない福島県の県外避難者は、十一年が過ぎた今も、四十六都道府県に二万五千人以上おられます。復興と再生はまさに現在進行形であり、これからも息の長い支援が必要であることを決して忘れてはならないと思っております。

改めて、国が位置づけるこの機構の存在意義について、見解をお尋ねいたします。

その上で、復興と再生に向けては、立ち止まることなく、総力を挙げて着実に歩みを進めることが必要です。

地元福島県の意見をいかに尊重するかは非常に重要な点です。先日、内堀知事が、新聞社のインタビューに対し、国内外から優秀な研究者を呼び込むためには、研究環境だけでなく、まちづくりの視点も重要だと答え、研究者とその家族が住みやすいまちづくりを進め、安心して創造的な活動に打ち込める生活環境の整備の重要性を訴えましたが、私は、この際、研究機構の基本構想がまとめられたことを受け、研究教育拠点の整備を核としたまちづくりの基本構想を県や自治体と一体となつて策定し、町の全体像を明確にすべきと考えます。大臣のお考えを伺います。

この特性について、大臣は現在どのような認識を持っておられるか、また、計画の中でいかなる活用を想定されるのか、お尋ねいたします。

さらに、現状、決して利便性があるとは言えない福島沿岸部のアクセスは、国内外から優秀な研究者を招く際のボトルネックです。例えば、成田や羽田から小型機で直接乗り入れ可能な航空設備の整備や、J R常磐線の高速度化、高規格道路網の整備など、世界に冠たる拠点にする以上、それに見合った交通インフラが必要だと思います。大臣の御所見をお聞かせ願います。

また、同基本計画において定める新産業の領域、その技術レベルについては、どのような想定をお持ちでしょうか。実際に産業化されるまでの達成期間も含め、見解をお聞かせ願います。

研究の柱として五分野が示されております。それぞれが極めて重要なテーマではありますが、原

次に、同基本計画の中核を担うとされている福島国際研究教育機構の基本構想について伺います。

令和三年十一月、政府の復興推進会議は、機構が担う機能について、世界の課題解決に資するものとして、国内外から優秀な研究者を参画させ、世界最先端の研究開発の実現を目指すこと、さらには、研究開発を担う人材の集積と育成を図ると

発事故に見舞われた地であるがゆえに、放射線科学や放射線制御、あるいは放射線の産業利用に関する研究で大きな成果を期待するものであります。加えて、事故を起こした原発の廃炉は世界で初めてのことであり、そこで得られる知見やデータ、新たな技術開発は、世界中で注目を集め、各国の原子力施策に生かされる国際貢献事業になり得るのではないのでしょうか。福島県であるがゆえに大きな意味を持つであろう、放射線科学と産業利用、放射性物質の環境動態の解明等について、お取組の方針を伺います。

イノベーション・コースト構想が二〇一四年に取りまとめられた際、政府の研究会委員として携わった小沢喜仁福島大学特任教授は、イノベーションの認知度について、ともすれば廃炉作業しかやっていないと誤解されていると危機感を示されています。今回、基本構想が示されたことを契機に、研究ジャンルごとに何をしようとしているのか、どんな可能性を秘めているのか、世界的にどのような課題解決に貢献するのかわかりやすく発信し、広く御意見を得ていくべきと考えます。情報発信についてのお考えを伺います。

そもそも、福島イノベーション・コースト構想は、失われた福島沿岸地域の産業基盤を回復させ、新たな産業を創出し、地元雇用に貢献することを柱としてつくられた国家プロジェクトであります。今後、機構が正式に設立され、各研究施設が稼働していった際に地元雇用に与える効果について、見解をお尋ねいたします。

大阪万国博覧会が、二〇二五年四月から百八十四日間開催されます。想定する来場者は約二千八百二十万人。現在、百か国・地域、七つの国際機関が万博への公式参加を表明しています。コンセプトは、人類共通の課題解決に向け、先端技術など世界の英知を集め、新たなアイデアを創造、発

信するというものであります。そこで、大阪万博と福島復興再生拠点のテストフィールドとのコラボレーションや、万博来場者が福島、東北へ足を運ぶ仕掛けなどを検討し、風評の払拭と被災地の観光振興につなげることを提案いたします。率直な御見解をお聞かせ願います。

福島で生まれた野口英世は、黄熱病の研究に生涯をささげ、病原体を特定し、その成果を基にワクチンで多くの人命を救ったことで有名です。生前、野口英世は、過去を変えることはできない、変えようとも思わない、人生で変えることができるのは自分と未来だけだとの言葉を残しています。

被災者の皆様と過去を乗り越え、最も苦しんだところが最も幸せになっていく権利があるとの信念の下、福島の復興を成し遂げるとの決意を申し上げ、私の質問を終わります。

(拍手)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

【国務大臣西銘恒三郎君登壇】

○国務大臣(西銘恒三郎君) 庄子議員の御質問にお答えいたします。

福島の復興再生についてお尋ねがありました。福島の避難指示解除地域では、小中学校の再開や医療機関の開設といった生活環境整備が進むなど、復興再生に向けた動きが本格的に始まっている一方、いまだ三万人を超える方々が避難生活を余儀なくされています。

福島の原子力災害被災地域における復興再生は、中長期的な対応が必要であり、復興、創生の基本方針を踏まえ、生活環境整備、長期避難者への支援に加え、特定復興再生拠点区域の整備及び拠点区域外の避難指示解除に向けた取組、福島国際研究教育機構の整備、風評の払拭等を着実に進めます。

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応していくことが重要であり、引き続き、国が前面に立つて、福島の本格的な復興再生に向け、全力で取り組んでまいります。

新産業創出等研究開発基本計画の策定についてお尋ねがありました。

新産業創出等研究開発基本計画の策定に当たっては、同計画が福島の復興の実現に寄与すること担保する観点から、福島県、経済的、社会的特性が最大限に活用されるよう努めることとしています。

この特性については、豊かな自然環境を生かした農林水産現場の存在、これまでに培われてきた産業集積や技術開発の成果、原子力災害からの復興再生の経験、実績等を想定しています。

これらの特性を最大限活用し、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決に資する、福島県だからこそ可能な特色ある研究開発を推進することができるよう、計画策定に取り組んでまいります。

新産業創出等研究開発基本計画に係る産業化についてお尋ねがありました。

新産業創出等研究開発基本計画においては、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や、それに関連した産業化の取組について記載することを想定しています。

産業化を進める領域は研究開発の領域に連動することを想定していますが、研究が研究だけで終わることなく、研究成果の社会実装、産業化を推進し、産業の集積などにつなげていくことが重要と考えています。

また、同計画のほか、国は機構が七年間において達成すべき研究開発等に係る中期目標を策定することとしており、機構はその目標を達成するための中期計画を策定することから、当該計画に基づき、着実に産業化の取組を進められるよう取り組んでまいります。

福島国際研究教育機構の存在意義及び立地場所についてお尋ねがありました。

福島国際研究教育機構は、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするともに、我が国の科学技術力、産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる創造的復興の中核拠点を目指すこととしています。

機構の立地場所については、四月八日に、福島県に対し、意見を伺う通知を発出したしました。

福島県における検討に当たっては、生活環境やまちづくり計画等との関係、研究者等の受入れ体制を含む地元の理解、協力などの観点と併せて、円滑な施設整備の観点が必要と認識しており、こうした観点から総合的に検討いただくよう依頼をしたところです。

今後は、八月末までに福島県から御意見をいただき、この意見を尊重して、九月までに国としての立地の決定を目指してまいります。

機構とまちづくりに関するお尋ねがありました。

様々な研究人材等を機構の立地地域や周辺地域に呼び込み、定住につなげていくためには、住まいや教育、子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要です。

福島県においても、機構の立地選定に当たっては、研究者が安心して研究教育活動に打ち込める、そして福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化できるよう、広域的な視点に立つて候補地を選定する考えであると承知しています。

機構の立地を契機として、福島県や市町村が取り組むまちづくりについては、国としても緊密に

令和四年四月二十六日 衆議院会議録第二十三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長友慎治君の質疑

一一一

連携しつつ、機構の施設整備を進めてまいります。

機構への交通アクセスについてお尋ねがありました。

福島浜通り地域等におけるインフラ整備については、これまでに、復興支援道路として相馬福島道路が全線開通し、また、常磐自動車道の四車線化も鋭意進められてきています。

機構が、被災地における中長期の課題解決だけでなく、世界共通の課題解決にも資する世界水準の研究開発を推進するためには、国内外の優秀な研究者等が機構における研究開発等の活動に参画することが重要です。

そのためには、機構への交通アクセスの確保は重要であり、機構の立地検討に当たっては、交通アクセス等を含む周辺環境等に関する観点も踏まえ、総合的に検討いただくよう、福島県に依頼をしています。

今後、立地の決定等を踏まえ、福島県や市町村が取り組むまちづくりとも緊密に連携しながら、機構の施設整備に取り組んでまいります。

機構における放射線科学等の研究についてお尋ねがありました。

放射線の利用は、医療、工業、農業を始めとする幅広い分野で利用され、社会を支える重要な基盤となっています。

機構は、放射線科学に関する様々な研究開発を実施することとしており、具体的には、放射性同位元素、いわゆるRIを用いた新たな医薬品の研究開発や、自動車等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化、モデル化して活用する技術の開発等に取り組むことを想定しています。

また、原子力災害に関するデータや知見を収集、分析し、世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭や、将来の大規模複合災害に備

えた、より効果的な対策の構築等に貢献してまいります。

これらの取組により、福島浜通り地域が原子力災害を乗り越える一助となること、そして、地域に国内外から優秀な人材が結集し、我が国全体の科学技術力の強化に貢献することを目指してまいります。

機構の情報発信についてお尋ねがありました。

機構は、国内外に誇れる研究開発を推進するとともに、研究成果の社会実装、産業化や人材育成についてもその主要な業務として行うこととしており、福島県内だけでなく、広く世界に対して、そうした成果を積極的に発信してまいります。

加えて、機構の業務として、原子力災害に関するデータや知見の収集、分析を位置づけ、世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭や、将来の大規模複合災害に備えた、より効果的な対策の構築等に貢献することとしており、こうした取組等を通じて、機構の存在が広く知られるように取り組んでまいります。

機構の地元雇用への効果についてお尋ねがありました。

機構における研究開発の取組を福島を始め東北の復興に結びつけていくためには、研究開発の成果を社会実装、産業化に資するにつれていくことが重要です。

このため、産学連携体制の構築や機構発ベンチャー企業等の創出、育成などの取組を通じて、地元の雇用創出にも貢献できるよう取り組んでまいります。

また、機構においては、数百名の国内外の優秀な研究者等が研究開発等の活動に参画することを想定しています。研究者やその家族が機構の立地地域周辺に集積することで、新たな需要が生ま

れ、雇用創出にもつながるものと期待してまいります。

大阪・関西万博についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、二〇二五年大阪・関西万博は、復興の進捗や被災地の状況について発信し、風評払拭や観光振興につなげる重要な機会と認識しています。

令和二年十二月に閣議決定された大阪・関西万博の基本方針や、令和三年三月に閣議決定された復興の基本方針において、二〇二五年大阪・関西万博にて復興の進捗や被災地の状況を発信する旨が盛り込まれております。

今後、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構等の取組の情報発信に加え、風評の払拭や来場者の被災地への訪問につながるような情報発信を検討してまいります。

引き続き、具体的な取組の内容につきまして、国際博覧会推進本部事務局や経済産業省などの関係省庁、自治体等と連携し、検討してまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 長友慎治君。

(長友慎治君登壇)

○長友慎治君 国民民主党の長友慎治です。

私は、会派を代表して、ただいま議題になりました法律案について質問します。(拍手)

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故発生から十二年目にして、立入りが制限されていた帰還困難区域にやっと人々の暮らしが戻ってきました。大熊町と葛尾村はこの春、双葉町は六月の避難指示解除を目指しています。

福島県によれば、津波で被災した県管理公共土木施設の復旧事業は、帰還困難区域を除き、河川や海岸、道路、防災緑地など全五百二十四か所の

うち九〇％超が完了しています。大津波に襲われた沿岸部では、震災前より一メートルから二・五メートルかさ上げされた防潮堤が完成しました。

生活を支える福島の道路も、災害に強い路面造りが進みました。各地に整備された交通網は物流や広域観光の活性化など復興への効果が期待され、これらのインフラを活用することで住民帰還に結びつけ、にぎわい再生につなげることが期待されています。つまり、東日本大震災発生から十一年がたつて、やっとハード整備の完了が見え、復興再生が本格的に開始できる環境が整ったわけ

です。

昨年九月にアメリカが福島産食品の輸入規制を撤廃したのに続き、今年二月には台湾が禁輸措置を緩和しました。放射性物質検査報告書の添付が輸出の条件となるなど規制の一部は残ったとはいえ、原発事故前は福島県産農作物の主要輸出先だっただけに、緩和の意義は大きいと考えます。

規制を維持しているのは、事実上、中国や韓国、香港など計十四か国・地域となりました。規制の完全撤廃に向けて、科学的根拠に基づいた正確な情報を発信し続けなければならないと思いますが、政府の認識を伺います。

また、福島産農作物の根強い風評被害に終止符を打つためにも、農林水産省の食堂や議員会館などの食堂で一年を通して積極的に福島県産の農作物を活用し、風評被害払拭と消費拡大に政府が先頭を切って取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

震災、原発事故から十一年がたつた今も、福島では、子供が花を摘んだり、土遊びをしたり、ほほ笑ましいはずの光景にも放射能の不安が影を落としています。子供の成長のために自然の中で存分に遊ばせてあげたい一方、被曝を心配する余り、あれも駄目、これも駄目と子供から経験

奪ってしまう、その矛盾に苦悩する保護者がまだまだいらつしやいます。

チヨルノービリ原発事故後、被害の大きかった隣国ベラルーシ共和国では、子供たちが三週間以上、放射線量の低い土地に滞在し、健康的な食事を取ること、心身のリフレッシュを図る保養が生まれ、三十年以上たった今も国策として続けられています。

被災地の子供の心を休ませたり、震災の影響でできなくなった体験の機会を補ったりする保養は、東日本大震災後、全国各地で始まり、活発な活動が展開されましたが、震災関連の助成金や補助金打ちりとともに減少に転じています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、保養の機会も減りました。しかし、除染で出た汚染土は袋に詰められ、福島県内の庭や公園など、生活環境のすぐそばにまだまだ残されています。

放射能の心配をしないで自然の中で思いっきり遊ばせてあげたいと考える子育て中の方々に寄り添うために、保養に取り組む団体をこれからも国策として支援すべきだと考えますが、政府の認識を伺います。

福島県では、震災と原発事故に伴う避難の影響で体調を崩すなどして死亡し、関連死として認定された人が今年三月時点で二千三百三十一人に上ります。地域で見ると、南相馬市が五百二十人で最も多く、次に富岡町四百五十四人、浪江町四百四十一人。避難指示が出るなどした十二市町村で二千百十九人と、全体の九〇％になります。

震災に関連する福島県内の自殺者の数は、今年一月までで百十九人。岩手県の五十五人、宮城県の六十二人に比べて約二倍の数で、甚大な被害を受けた被災地三県の中でも突出しています。

福島県内の震災関連死、震災関連自殺者を一人でも減らすことが急務だと考えますが、このこと

についての政府の見解と今後講じられる対策についてお答えください。

最後に、大震災からの五年間は集中復興期間として財源の集中的配分を条件にハード事業の早期実施が自治体に半ば強制され、復興に住民の意見が反映されにくくなるようなことがありました。ハード面の整備にめどが立ったこれからこそ、住民の意見を最大限尊重した、住民が主役の復興に取り組んでいただくことを政府に強くお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣西銘恒三郎君登壇)
○国務大臣(西銘恒三郎君) 長友議員にお答えいたします。

諸外国の輸入規制撤廃のための情報発信と福島県産農林水産物等の消費拡大についてお尋ねがありました。

原発事故に伴う日本産食品への輸入規制については、規制を導入した五十五の国、地域のうち、現在までに四十一の国、地域が規制を撤廃しましたが、依然として、中国、韓国、台湾、香港を含む十四の国、地域が日本産食品に対して規制を維持しています。

食品の安全管理については、放射性物質のモニタリング検査を実施し、仮に基準値を超過した場合には流通しないようにするという安全管理体制を構築しており、規制の撤廃に向けた働きかけに当たり、検査結果などの科学的根拠に基づく正確な情報を発信しているところです。

引き続き、規制を早期に撤廃するよう、一層働きかけてまいります。

被災地の農林水産物等の消費拡大については、「食べて応援しよう」の下で、生産者、消費者等の団体や食品事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用を進めています。具体的には、農林水

産省を始めとした全府省庁の食堂、売店において、積極的に被災地産食品を利用、販売してまいります。

加えて、今年の二月から三月にかけて、衆議院会館の食堂において福島県産品を含む被災三県の食材を使ったメニューを提供するとともに、産品の展示即売会を開催したところであり、今後、参議院議員会館でも同様の取組を行う予定です。

さらに、昨年度は、十八府省庁において、職員向けにオンラインにより福島県産品を販売いたしました。

福島県産農林水産物等の消費拡大に向けて、政府一丸となって、全力で取り組んでまいります。

保養に取り組む団体への支援についてお尋ねがありました。

福島県内に住む子供たちが自然体験活動等を通じて心身の健康保持を図ることは重要だと認識しており、福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業を被災者支援総合交付金を通じて支援しています。

具体的には、社会教育団体等が実施する福島県内の児童生徒等のキャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等の自然体験活動への参加を支援しているところであり、今後も、団体等の状況をお伺いしつつ、被災者に寄り添った支援を実施してまいります。

震災関連死についてお尋ねがありました。

被災者の方が震災後に震災に関連してお亡くなりになることがないように、被災者の方々の住まいや生活の再建の後押しとともに、災害公営住宅等に入居された方に対しても孤立防止や心身のケアに取り組むことが重要だと認識しています。

このため、被災者支援総合交付金を活用し、心のケアセンターによる相談支援や保健師による健康相談、災害公営住宅等に入居された方の見守

り、自治会の形成や交流会の開催などのコミュニティづくりの支援等の自治体の取組を支援してまいります。

今後とも、被災者に寄り添った支援に努め、被災自治体とともに、震災関連死の防止に引き続き取り組んでいきます。

以上です。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 高橋千鶴子さん。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、福島復興再生特措法改正案について質問します。(拍手)

原発事故の避難者らが国と東電を訴えた約三十件の集団訴訟で、最高裁はこれまで七件で東電の上告を退け、国の基準を上回る賠償額が確定しました。今夏にも国の責任について統一判断を示すといいますが、原発を推進し、安全審査で合格させてきた国の責任は免れません。賠償基準と現状について直ちに検証し、必要な見直しを行うべきです。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域では、今春から避難指示解除が始まります。それ以外の区域については、帰る意向がある人の周辺のみ除染すると聞いています。それで帰還が進むとは到底考えられませんが、お答えください。

被災者にとつて、医療、介護の減免措置は命綱です。政府は、二〇二五年度から段階的に終了すると各自治体に通知しました。年金暮らしの高齢者などは、今より収入は増えず、物価高もあつて、生活は厳しさを増すばかりです。低所得の固定化に着目した医療、介護の助成制度が必要ではありませんか。

今月五日、岸田総理は、全漁連の岸会長と面会し、ALPS処理水海洋放出について理解を求め

ました。同日、萩生田大臣名で示した回答書には、二〇一五年に福島県漁連と交わした約束を今後も遵守するとあります。それなら、関係者の反対がある以上、海洋放出は行わないという理解でよいのか、お答えください。

被災地の水産業は、主要魚種の水揚げ減少やコロナ禍の影響もあって、厳しい状況が続いています。菌を食いしばって、ようやく後継者も増えてきたのに、賠償で漁業を継承することはできません。

こうした中、復興庁が全国の学校に送ったチラシには、まるで事故炉を通った処理水と自然界にあるトリチウムがほぼ同じであるかのように描いています。こうした政府の姿勢こそが風評被害になっているのではありませんか。

このような被災地の現状の中、本法案はどんな意味があるのでしょうか。

まず、提出者である復興大臣が主務大臣に含まれていないのはなぜですか。

政府が新産業創出等に関する基本計画を定める際には、総合科学技術・イノベーション会議、福島県知事からの意見を聴取し、特殊法人福島国際研究教育機構がその中核的な役割を担うとされています。主務大臣は、基本計画に基づき、七年間の中期目標を作成します。復興庁の設置期限は二〇三一年三月末であり、これ以降はどうなるのでしょうか。

同様に、財源については、昨年十一月の復興推進会議の決定では、復興特会終了後も見据え、外部資金や恒久財源に移行していくとしています。復興特会も二〇三一年三月末で終了しますが、その後の財源確保の見通しについて伺います。

次に、基本構想では、五分野五十のテーマが示されました。福島の復興のために国を挙げて推進してきたはずの福島イノベーション・コースト構

想との関係はどうなりますか。

経団連は、国家的課題解決を目標とした戦略的研究や、破壊的イノベーションともいう創発的研究などを政府研究開発投資に求めています。基本計画とはこうしたことですか。基本構想がうたう、復興を実現するための夢や希望とは無関係に思えます。

法案では、国際的に卓越した能力を有する人材を確保すると言いますが、世界トップレベルの人材を特別待遇で招致したとしても、クロスアポイメントメント制度によって、福島には居住せず、肩書だけということもあります。福島県知事が強く求めてきた教育機関としての役割、研究を通しての人材育成についてはどのように考慮されるのか、伺います。

終わりに、浜通りの住民には、原発で仕事をしていた方がたくさんいます。複雑な被災者の思いに寄り添い、今取り組むべきは廃炉そのものであり、トリチウムの除去を始めとした技術の確立、放射性物質の動態研究を通して環境回復や医療に貢献するなど、原発事故という負の遺産を将来の希望につなげる研究へ国を挙げて取り組んでいただきたい、このことを提案して、質問とします。(拍手)

(国務大臣西銘恒三郎君登壇)

○国務大臣(西銘恒三郎君) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

医療、介護の助成制度についてお尋ねがありました。

これまで、原発事故により設定された避難指示区域等に居住されていた方について、医療、介護保険等の保険料、窓口負担の減免措置を実施してきました。

本措置については、復興の基本方針において、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除

の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととされており、これを踏まえて、被災者の方々の実態を把握している関係自治体の御意見を丁寧にお伺いしてきました。

今般、本措置の見直しを決定しましたが、関係自治体の御意見を踏まえ、急激な負担増にならないよう、避難指示解除から十年という十分な経過措置を取るとともに、複数年かけて段階的に見直すこととしております。

また、現行の国民健康保険制度等においても、所得の低い方に対して保険料の負担軽減措置が講じられています。さらに、個々の事情に応じた納付相談の実施など、きめ細やかな対応が行われるよう、厚生労働省とも連携して、市町村に対して周知をする予定です。

全国の学校に送付したチラシの内容がcaえて風評被害を増大させているのではないかとというお尋ねがありました。

風評被害を生じさせないためには、科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすく丁寧に届けることが重要と考えています。

このため、ALPS処理水という専門性が高いテーマについて、安全性等に関する正しい情報を、分かりやすく、できるだけ多くの方々に伝えられるよう、このチラシを作成し、水道水にも通常トリチウムが含まれていることなどを説明しています。

引き続き、風評被害を生じさせないため、政府一丸となって、科学的根拠に基づく正確な情報の発信などに取り組んでまいります。

福島国際研究教育機構の主務大臣についてお尋ねがありました。

機構については、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣が

内閣総理大臣とともに共管することとしています。

復興庁設置法上、復興庁の長は内閣総理大臣であり、復興大臣は内閣総理大臣を助けるものとされています。したがって、主務大臣としては内閣総理大臣と規定していますが、機構の運営に当たっても、復興大臣が内閣総理大臣を助けて、復興庁の事務を統括してまいります。

復興庁設置期限後の福島国際研究教育機構の運営についてお尋ねがありました。

機構は、創造的復興の中核拠点として、政府を挙げて、長期、安定的な運営の確保を図ることとしています。

復興庁設置期限後の機構の在り方については、復興施策全体の整理を踏まえ、適切に検討することとなりますが、今後、機構が長期にわたり、必要な研究開発や産業化、人材育成を担うことができるよう、政府一体となって取組を進めてまいります。

機構の財源確保の在り方についてお尋ねがありました。

福島国際研究教育機構は、福島を始め東北の復興を前進させるとともに、我が国の科学技術力、産業競争力の強化にもつながる、創造的復興の中核拠点を目指すこととしています。

その実現に向けて、機構が長期、安定的に運営できるよう、復興特会設置中は復興財源等が必要予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的、計画的に進めることとしています。

福島イノベーション・コースト構想における福島国際研究教育機構の位置づけについてお尋ねがありました。

これまで、福島イノベーション・コースト構想、に基づく廃炉、ロボット等の研究・実証拠点等の

整備、さらには医療関連、航空宇宙などにも拡大された取組を通じて、浜通り地域等に新たに進出した企業と地元企業が連携して研究開発に取り組むなど、産業集積の芽が出始めています。

福島国際研究教育機構は、この福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、各施設等の取組に横串を刺す司令塔として位置づけられております。今後、福島国際研究教育機構を設立することにより、研究開発や産業化、人材育成の取組を更に加速させてまいります。

新産業創出等研究開発基本計画における研究開発等の取組についてお尋ねがありました。

新産業創出等研究開発基本計画は、福島における新たな産業の創出等に資する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定することとしています。

機構は、同計画の中核的な主体として、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する研究開発を推進することとしており、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるよう取り組んでまいります。

機構における人材育成についてお尋ねがありました。

これまでの福島イノベーション・コースト構想の取組により、産業化の動きに加えて、大学や高等専門学校等と連携した人材育成や国内外の研究機関等との連携等も進んでいます。これを更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として機構を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていきます。

教育機関としての役割や研究を通しての人材育成については、こうした機構の取組を通じて地域における人材の厚みを増すことにより、今後、関係機関との連携や役割分担、人材の育成や確保に関するニーズ等の状況を踏まえて、更に検討、具

体化を図ってまいります。

原発事故の経験を踏まえた研究についてお尋ねがありました。

機構は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進することとしています。

例えば、廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能な遠隔操作ロボットやドローンの開発、放射性同位元素、いわゆるR1の先端的な医療利用や創薬技術開発等につながる、アルファ線放出核種等を用いた新たな医薬品の開発などの研究開発を進めていくことを想定しています。

また、原子力災害に関するデータや知見を収集、分析し、世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭や、将来の大規模複合災害に備えた、より効果的な対策の構築等に貢献してまいります。

これらの取組により、福島浜通り地域等が原子力災害を乗り越える一助となること、そして、同地域に国内外から優秀な人材が結集し、我が国全体の科学技術力の強化に貢献することを目指してまいります。

以上です。(拍手)
〔国務大臣萩生田光一君登壇〕
○国務大臣(萩生田光一君) 高橋議員からの質問にお答えします。

国の責任と賠償基準の見直しについてお尋ねがありました。

国の責任については、本年四月から五月にかけて最高裁判所が口頭弁論を開いた後に、判断が示されるものと承知しています。

また、賠償基準については、集団訴訟の判決の確定を踏まえて、今後、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において、類型化が可能で一律に

賠償すべき損害の項目やその範囲等の目安を示す原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針の見直しの可否等について議論されるものと承知しており、専門家による議論を踏まえ、政府として適切に対応してまいります。

福島第一原子力発電所のALPS処理水についてお尋ねがありました。

ALPS処理水の処分については、福島の復興を成し遂げるためには避けては通れない課題です。

引き続き、政府が前面に立ち、処理水の安全性を確保するとともに、風評払拭に向けてあらゆる対策を行うことを通じて、地元の漁業関係者も含め、皆様の御理解を得てまいります。

ALPS処理水の放出に伴う風評影響についてお尋ねがありました。

昨年四月の基本方針の決定以降、被災地の漁業者の皆様などからは、ALPS処理水の放出に伴う風評の影響についての懸念が示されていると認識しています。

こうした御懸念を踏まえ、昨年十二月、政府が取り組む具体的な対策を盛り込んだ行動計画を取りまとめ、その中では、IAEAの協力を得て、科学的根拠に基づく安全性を発信し、安心を浸透させる等の、風評を生じさせない対策や、漁業者の設備投資や販路拡大に対する支援、基金の整備などの、風評に打ちかつための対策など、賠償以外にも様々な対策を講じることとしております。

引き続き、政府一丸となつて、これらの対策をしつかりと実行するとともに、対策の進捗や地元の皆様への御意見なども踏まえつつ、随時、対策の追加、見直しを行つて、御懸念を払拭してまいります。(拍手)

〔国務大臣山口壯君登壇〕
○国務大臣(山口壯君) 高橋千鶴子議員から、特定復興再生拠点区域外への帰還についてお尋ねが

ありました。

拠点区域外については、昨年夏、事故から十年が経過した中、自宅に帰りたいという切実な思いにお応えするため、住民の方々の帰還に関する意向を個別に丁寧把握した上で、帰還に必要な箇所を除外し、避難指示解除を行うという政府方針を決定しました。

帰還する住民の方々の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全、安心に万全を期すため、除染の手法、範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討してまいります。

二〇二〇年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、政府方針の実現に向けて、関係省庁と連携し、取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 金子原二郎君
経済産業大臣 萩生田光一君
国土交通大臣 齊藤 鉄夫君
環境大臣 山口 壯君
国務大臣 二之湯 智君
国務大臣 西銘恒三郎君

出席副大臣

復興副大臣 富樫 博之君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
植物防疫法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

鈴木 英敬君 土田 慎君
平井 卓也君 国光あやの君
和田 義明君 柳本 顕君
山岸 一生君 山井 和則君
浅川 義治君 三木 圭恵君
国光あやの君 平井 卓也君
土田 慎君 鈴木 英敬君
柳本 顕君 和田 義明君
山井 和則君 山岸 一生君
三木 圭恵君 浅川 義治君

法務委員

辞任

補欠

尾崎 正直君 古川 直季君
中野 英幸君 山口 晋君
野中 厚君 根本 幸典君
藤岡 隆雄君 馬場 雄基君
前川 清成君 市村浩一郎君
根本 幸典君 笹川 博義君

古川 直季君

馬場 雄基君

笹川 博義君

土田 慎君

山口 晋君

神津たけし君

市村浩一郎君

文部科学委員

辞任

木原 稔君

藤丸 敏君

厚生労働委員

辞任

上田 英俊君

加藤 勝信君

勝目 康君

長谷川淳二君

山本 左近君

一谷勇一郎君

吉田とも代君

五十嵐 清君

国光あやの君

小森 卓郎君

鈴木 隼人君

山口 晋君

市村浩一郎君

早坂 敦君

経済産業委員

辞任

上川 陽子君

国光あやの君

漆間 譲司君

藤田 文武君

勝目 康君

金子 俊平君

土田 慎君

神津たけし君

野中 厚君

尾崎 正直君

中野 英幸君

藤岡 隆雄君

前川 清成君

補欠

藤丸 敏君

木原 稔君

補欠

五十嵐 清君

鈴木 隼人君

国光あやの君

山口 晋君

小森 卓郎君

早坂 敦君

市村浩一郎君

上田 英俊君

勝目 康君

山本 左近君

加藤 勝信君

長谷川淳二君

吉田とも代君

一谷勇一郎君

補欠

金子 俊平君

勝目 康君

沢田 良君

金村 龍那君

国光あやの君

上川 陽子君

金村 龍那君

沢田 良君

漆間 譲司君

文武君

国土交通委員

辞任

笹川 博義君

根本 幸典君

宮内 秀樹君

小森 卓郎君

高木 啓君

三谷 英弘君

農林水産委員

辞任

北村 誠吾君

西田 昭二君

補欠

江藤 拓君

坂井 学君

高鳥 修一君

渡辺 博道君

小山 展弘君

神津たけし君

早稲田ゆき君

空本 誠喜君

金城 泰邦君

井原 巧君

築 和生君

野中 厚君

古川 直季君

鎌田さゆり君

階 猛君

藤田 文武君

漆間 譲司君

高木 啓君

小森 卓郎君

三谷 英弘君

根本 幸典君

笹川 博義君

宮内 秀樹君

補欠

西田 昭二君

江藤 拓君

坂井 学君

高鳥 修一君

渡辺 博道君

小山 展弘君

神津たけし君

早稲田ゆき君

空本 誠喜君

金城 泰邦君

井原 巧君

築 和生君

野中 厚君

古川 直季君

鎌田さゆり君

階 猛君

神津たけし君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

原子力問題調査特別委員

辞任

北村 誠吾君

堀内 詔子君

補欠

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

森田 俊和君

高木 啓君

平沼正二郎君

早坂 敦君

庄子 賢一君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

井野 俊郎君

伊東 良孝君

尾身 朝子君

島尻安伊子君

武井 俊輔君

山口 晋君

上田 英俊君

勝目 康君

国定 勇人君

高見 康裕君

橘 慶一郎君

山本 左近君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

原子力問題調査特別委員

辞任

北村 誠吾君

堀内 詔子君

補欠

一、去る二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

秋葉 賢也君

伊藤信太郎君

國場幸之助君

山田 賢司君

新垣 邦男君

櫻井 周君

小山 展弘君

高鳥 修一君

江藤 拓君

空本 誠喜君

金城 泰邦君

補欠

高見 康裕君

国定 勇人君

勝目 康君

上田 英俊君

橘 慶一郎君

山本 左近君

島尻安伊子君

尾身 朝子君

伊東 良孝君

井野 俊郎君

武井 俊輔君

山口 晋君

補欠

堀内 詔子君

補欠

一、去る二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

秋葉 賢也君

伊藤信太郎君

國場幸之助君

石橋林太郎君

山本 左近君

馬場 雄基君

米山 隆一君

補欠

塩崎 彰久君

柳本 顕君

玉木雄一郎君 鈴木 敦君
馬場 雄基君 神谷 裕君
石橋林太郎君 國場幸之助君
塩崎 彰久君 秋葉 賢也君
柳本 顕君 伊藤信太郎君
山本 左近君 山田 賢司君
神谷 裕君 新垣 邦男君
米山 隆一君 櫻井 周君
鈴木 敦君 玉木雄一郎君

(議案提出)

一、去る二十一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外二名提出)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外二名提出、衆法第三一号)

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第五八号)

以上三件 法務委員会 付託

令和四年四月二十六日 衆議院会議録第二十三号

議長 報告

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十六名提出、衆法第三〇号)

厚生労働委員会 付託

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

法律案

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外二名提出)

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

情報通信行政の改革の推進に関する法律案(中司宏君外二名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案

植物防疫法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本人義勇兵に関する質問主意書(松原仁君提出)

改正労働契約法と有期雇用契約に関する質問主意書(神谷裕君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員米山隆一君提出「中枢への攻撃」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問に対する答弁書

令和四年四月十二日提出
質問 第四一 号

「中枢への攻撃」に関する質問主意書

提出者 米山 隆一

「中枢への攻撃」に関する質問主意書

安倍晋三元総理は、四月三日、「敵基地攻撃論」に関して、「基地に限定する必要がある。中枢を攻撃するべきだ」と発言した。「中枢」が何を指すのか必ずしも明確ではないが、相手国の首都を指すのであればもちろん、相手国の議会、大統領(総理)官邸などの政治的中枢を意味するとすれば、民用力と軍事目標を明確に区別し、軍事目標のみを軍事的行動の対象とすることを規定し、日本も締約国である戦時国際法(国際人道法)・ジュネーブ諸条約第一追加議定書に違反すると思われる。

相手国の首都、さらに議会、大統領(総理)官邸などに対する軍事攻撃は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第五十一条2、第五十二条1に違反する。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四一 号

令和四年四月二十二日

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員米山隆一君提出「中枢への攻撃」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員米山隆一君提出「中枢への攻撃」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「相手国の首都、さらに議会、大統領(総理)官邸などに対する軍事攻撃」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、個別

の事案が千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成十六年条約第十二号)第五十一条2又は第五十二条1の規定に違反するか否かについては、具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

令和四年四月十三日提出
質 問 第 四 二 号

対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問主意書

現在、対ウクライナ支援の寄付の機運が高まり、数多くのご厚志が集まっている。私自身、その動きを最大限支援したいと思っている。その前提に立ち、税制のあり方に疑問を持つ所があるため、本質問主意書を提出するものである。

ふるさと納税の仕組みを活用して、対ウクライナ支援の寄付を募集している地方自治体がある。この場合、原則として自己負担額の二千元を除いた全額が税控除の対象となる。

他方、一部の特定公益増進法人に対する対ウクライナ支援の寄付は特定寄付金となり、所得税法上の寄付金控除の対象となる。

以上を踏まえ、次のとおり質問する。

一 このような差異が生ずることを問題だと思わないか。

二 ふるさと納税の仕組みを活用した対ウクライナ支援を行う場合、総務省告示第百七十九号第

二条第二号のルールは適用があるのか。

三 ある場合、寄付金の額の合計額の内、最大二割に相当する額が、募集に要した費用の額として、例えば広報、決済等、事務に従事する者に支払われることとなる。対ウクライナ支援という寄付の性質上、このようなことは特段問題は無いと考えるか。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四二号
令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問に対する答弁書

一について

都道府県、市町村又は特別区(以下「都道府県等」という。)に対する寄附金と御指摘の「一部の特定公益増進法人」に対する寄附金については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定に基づき寄附金税額控除が行われるところ、都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除については、これらの規定に規定する特例控除額を加算した金額を控除するものである。

このように、寄附金の支出先に応じて、適用される制度に差異を設けているところである。

二について

ふるさと納税制度(都道府県等に対し寄附を行った場合に、当該寄附に係る寄附金について個人住民税の寄附金税額控除を適用する制度をいう。)の対象となる寄附金については、法第三十七條の二第二項及び第三百十四條の七第二項において、寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(以下「募集適正基準」という。)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものにとされてお

三について

法第三十七條の二第二項及び第三百十四條の七第二項の規定による指定を受けた都道府県等が、受領した寄附金の一部を当該寄附金の募集に要する費用に充てることについては、告示第二條第二号の規定に基づき、都道府県等において適切に判断したくものと考

令和四年四月十三日提出
質 問 第 四 三 号

大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問主意書

南海トラフ地震、首都直下地震が十年以内に三十程度、三十年以内に七十程度の確率で発生すると予想されており、その被害額は東日本大震

災の約十六・九兆円を大幅に上回るため、政府の復興関連支出は東日本大震災の約三十二・九兆円(平成二十三年年度)令和七年度の数倍にも及ぶことが予想される。一方で東日本大震災発生時の二〇一〇年度末の政府の債務残高は五百九十四兆円(特例公債残高三百五十六兆円、建設国債残高二百三十八兆円)に対して、二〇二一年度末においては九百九十九兆円(特例公債残高七百兆円、建設国債残高二百八十五兆円、復興債残高六兆円)の見込みであり、債務残高の対GDP比は二〇一〇年二百五・七%に対して、二〇二一年二百五十六・九%と大幅に悪化している。また日本国債の格付は二〇一〇年時点でムーディーズがAa2、S&PがAaであるのに対して、二〇二二年二月末時点では各々A1、A+と二段階落ちており、資金調達能力は低下している可能性がある。そこで、次のとおり質問する。

一 予想されている大規模地震が発生した場合、政府が想定している復興事業費の調達方法を答えたい。

二 大規模地震が発生し経済のファンダメンタルズや国の財政状態が悪化することで日本国債の格付けが低下することが予想されるが、国債の金利が大幅に上昇した場合、利払費の増加等が国の財政に与える影響について答えられたい。

三 東日本大震災の復興事業費の財源確保のために二〇三七年までの二十五年にわたる長期の復興特別所得税等が創設されたが、今後の生産年齢人口の大幅な減少に鑑み、大規模地震が発生した後に財源を確保するだけでなく、事前に基金等を積み立てるなどの準備をしておく必要があると考えるが、政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四三号

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の南海トラフ地震や首都直下地震等からの復旧・復興に係る財源の確保については、それぞれの地震の規模や被害の状況等に応じて対応するものと考えており、お尋ねの「復興事業費の調達方法」について一概にお答えすることは困難である。

二について

金利上昇が国の財政負担に与える影響については、令和四年一月二十一日に財務省が公表した「令和四年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」において、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」（令和三年六月十八日閣議決定）等の記述に基づき、前提となる経済指標を仮置きし、金利上昇に伴う国債費の増加を、他の前提となる経済指標は不変であると仮定して試算を行っている。同試算において、令和五年度以降、金利が一パーセント上昇した場合には、国債費は同年度に〇・八兆円、令和六年度に二・一兆円、令和七年度に三・七兆円増加すると見込まれ、また、金利が二パーセント上昇した場合には、国債費は令和五年度に一・七兆円、令和六年度に四・一兆円、令和七年度に七・五兆円増加すると見込まれている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年四月二十一日

提出者

災害対策特別委員長 小里 泰弘

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」を、「作成」の下に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに」を加え、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を」を「等について」に改め、「より」の下に、「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項中「第三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針に関する事項

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針に関する事項

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（災害対策基本法第二条第九号の防災業務計画、同条第十号の地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次

条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）の基本となるべき事項

六 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（第六条第一項又は第二項に規定する者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、同条及び第七条第一項において「対策計画」という。）の基本となるべき事項

七 前各号に掲げるもののほか、推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第三号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、次に掲げる事項について、適切に配慮するものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生形態並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるようになること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する調査研究の成果その他の地震防災に関する最新の科学的知見及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用を通じて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策をより効果的に行うことができるようにすること。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第二条第三号に規定する指定行政機関」を「第二条第三号の指定行政機関（以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。）に、同条第四号に規定するを「同条第四号」に改め、「指定地方行政機関」の下に「（第四号及び第八条において単に「指定公共機関」という。）を加え、「同条第五号に規定する指定公共機関」を「同法第二条第五号の指定公共機関（以下この項及び第八条において単に「指定公共機関」という。）に、同条第六号に規定するを「同法第二条第六号」に改め、「指定地方公共機関」の下に

〔第四号及び第八条において単に「指定地方公共機関」という。〕を加え、「同条第九号に規定する」を、「同法第二条第九号の」に改め、同項第一号中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に改め、同項第二号中「及び円滑な避難の確保」を、「円滑な避難の確保及び迅速な救助」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの」を削り、同項に次の三号を加える。 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの 第六条第二項中「前項に規定する」を「第三条第一項の規定による推進地域の」に、「第二条第十号に規定する」を「第二条第十号の」に改め、同項に後段として次のように加える。 この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第十一条第一項において同じ。）は、第十一条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。 第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間	を定めるものとする。 第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。 第十二条を第二十二条とする。 第十一条中「国は」の下に、「この法律に特別の定めのあるもののほか」を加え、同条を第二十一条とする。 第十条第一項中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。 （津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等についての配慮） 第二十条 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、積雪寒冷地域における津波からの円滑な避難を確保するために必要な避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならない。 第九条を第十八条とする。 第八条を第七条とし、同条の次に次の十条を加える。 （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会） 第八条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進	するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。 2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。 3 第一項の協議会を行うための会議（次項及び第五項において単に「会議」という。）は、第一項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。 4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等） 第九条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発	生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による特別強化地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。 6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。 （津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置） 第十条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住
--	--	--	--

者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十一条 第九条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第十五条において「集団移転促進法」という。)

第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十五条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 前項各号に掲げる事業については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

めるものとする。

3 第一項各号に掲げる事業には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第十二条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。)のうち、別表上欄に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する

主務大臣の定める基準に適合するものに限る。

第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(次項及び同表において「国の負担割合」という。)は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表下欄のとおりとする。

2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表上欄に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

第十三条 国は、第十一条第一項第四号の政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十四条 市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項に規定する指定市町村を除く。)が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜

の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都道府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項第一号に係る部分に限る。)又は第五条第二項第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

一 関係市町村における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。

二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(集団移転促進法の特例)

第十五条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第八条(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「場合を除く」とあるのは、「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第十七条 地方公共団体が第十一条第一項第四号の政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

事業の区分	国の負担割合
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、

津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和四年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第二条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第二条の次に次の四条を加える。

(国の責務)

第二条の二 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第二条の五において「民間団体」という。)による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第二条の三 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害

の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第二条の四 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(関係者の協力)

第二条の五 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三章中第十一条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 防除の原則

第十条の二 この章の規定による防除を行う者は、この法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第

八十八号)その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物の多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならない。

第二節 主務大臣等による防除

第十一条第一項中「特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じうるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは」を削り、「この章」を「次に掲げる場合において、この節」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

二 我が国における分布が局地的である特定外来生物のまん延を防止する必要があるとき。

三 生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、主務大臣等が特定外来生物による生態系等に係る被害の発生又は特定外来生物のまん延を防止するため特に必要があると認めるとき。

第十一条第二項に後段として次のように加える。

これを変更するときも、同様とする。

第十一条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 防除の一部を地方公共団体が行うときは、当該地方公共団体の名称

第十一条に次の一項を加える。

3 主務大臣等は、前項第四号に掲げる事項を

定めようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の同意を得なければならない。

第十二条中「主務大臣等」の下に「(前条第二項第四号に規定する地方公共団体を含む。)」を加え、「前条第一項」を「同条第一項」に、「(平成十四年法律第八十八号)の規定は、適用しない」を「第三章(第十五条を除く。)、第四章(第三十五条、第三十六条及び第三十八条を除く。)」及び第五章の規定は適用しないものとし、同法第十五条、第三十五条、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定外来生物の種類ごとに当該捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができる」と認められる場合として主務大臣が定める場合を除き、適用する」に改める。

第十三条第一項中「主務大臣等」の下に「(第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。)」を、「(なる情報」の下に「(当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第十一条第一項の規定による防除に関するものに限る。)」を加え、同条第五項中「官報」の下に「(第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。)」を加える。

第十七条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 地方公共団体による防除

(都道府県による防除)

第十七条の二 都道府県は、次に掲げる場合において、この節の規定により、単独又は共同して、防除を行うものとする。

一 我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じうるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に

係る被害の状況その他の事情を勘案して特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき。

2 都道府県は、前項の規定による防除をするには、単独で又は共同して、次に掲げる事項を定め、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、主務大臣に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 第十一条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うときは、当該市町村の名称

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 都道府県は、前項第二号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による防除を中止したときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

5 第十二条、第十六条及び前条の規定は、都道府県(第二項第二号に規定する市町村を含む。)が行う第一項の規定による防除について準用する。この場合において、第十六条中「国」とあるのは「都道府県」と、前条第一項から第四項までの規定中「主務大臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。(土地への立入り等)

第十七条の三 都道府県知事(前条第二項第二号に規定する市町村の長を含む。次項において同じ。)は、特定外来生物の生息若しくは生

育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報(当該市町村の長にあつては、当該市町村が行う同条第一項の規定による防除に関するものに限る。)を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 第十三条第三項から第五項まで、第十四条及び第十五条の規定は、前二項の規定による調査又は行為について準用する。この場合において、第十三条第五項中「官報 第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体」とあるのは「都道府県の公報(第十七条の二第二項第二号に規定する市町村の長にあつては、当該市町村)」と、「官報に」とあるのは「都道府県の公報に」と、第十四条第一項及び第十五条第二項中「国」とあるのは「都道府県」と、第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。(市町村による防除)

第十七条の四 市町村は、その行う特定外来生物の防除であつて防除の実施体制及び方法その他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合するものについて、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

る。

2 主務大臣は、前項の確認をしようとするときは、その旨を当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の確認に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、当該確認を受けた市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。第十七条の六第二項の規定により第一項の確認を取り消したときも、同様とする。

4 第十二条、第十六条及び第十七条の規定は、市町村が行う第一項の確認を受けた防除について準用する。この場合において、第十六条中「国」とあるのは「市町村」と、第十七条第一項から第四項までの規定中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。(土地への立入り等)

第十七条の五 市町村の長は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他防除の必要性の判断又は前条第一項の確認を受けた防除の実施に必要な情報を受集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 市町村の長は、前条第一項の確認を受けた防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来

生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 第十三条第三項から第五項まで、第十四条及び第十五条の規定は、前二項の規定による調査又は行為について準用する。この場合において、第十三条第五項中「官報 第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。」とあるのは「市町村の公報」と、「官報に」とあるのは「市町村の公報に」と、第十四条第一項及び第十五条第二項中「国」とあるのは「市町村」と、第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。(防除の中止等)

第十七条の六 第十七条の四第一項の確認を受けて防除を行う市町村は、その防除を中止したとき、又はその防除を同項の主務省令で定める基準に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十七条の四第一項の確認を取り消すものとする。

第四節 国及び地方公共団体以外の者による防除

第十八条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第十一条第二項の規定により公示された事項を」第十七条の四第一項の主務省令で定める基準に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都

道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の認定に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

第十八条第三項中「の確認をしたとき又は前項を削り、「その旨を公示しなければ」を「遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第十二条の規定は、国及び地方公共団体以外の者が行う第一項の認定を受けた防除について準用する。

第十九条中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第二十条第一項中「の確認又は同条第二項」を削り、「第十一條第二項の規定により公示された事項」を「第十七条の四第一項の主務省令で定める基準」に改め、同条第二項中「の確認又は同条第二項」を削り、同条第三項及び第四項中「第十八条第二項」を「第十八条第一項」に、「第十一条第二項の規定により公示された事項」を「第十七条の四第一項の主務省令で定める基準」に改める。

第二十四条の二第一項中「含む。以下この条の下に「及び次章」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。

第二十四条の四中「第二十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条の次に次の一章を加える。

第四章の三 要緊急対処特定外来生物
(要緊急対処特定外来生物に対する検査等)
第二十四条の五 主務大臣は、要緊急対処特定

外来生物が物品若しくはその容器包装（以下この章において「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、附着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を調査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等を無償で集取させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる物品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定めると検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急な対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該

施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消滅し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

4 第二十四条の二第四項の規定は第一項の規定による権限について、第二十四条の第三項及び前条の規定は前二項の規定による命令について、第二十四条の三第二項の規定は前二項の規定による命令の基準について準用する。

(報告徴収)

第二十四条の六 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれのある物品等、土地又は施設を所有する者若しくは管理する者又は当該物品等の経由地において当該物品等を扱った事業者に対し、当該物品等、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

(対処指針)

第二十四条の七 主務大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる者（以下この条において「対象事業者」という。）が要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管（第五項において「物品の輸入等」という。）に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下この条において「対処指針」という。）を定めるものとする。

一 当該物品が輸入された港又は飛行場を所

二 当該物品等を所有し、又は管理する事業者

三 当該物品等の經由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者
二 対処指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

二 要緊急対応特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。）がとる

べき措置に関する事項

三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

3 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、前項第二号に係る部分については経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要が

あると認めるときは、対処指針に定める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

6 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施していない

と認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告をすることができる。

7 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

第二十六条第一項中「又は第二十四条の二第一項若しくは第二項を」、「第二十四条の二第一項から第三項まで、第二十四条の五第一項から第三項まで又は第二十四条の六」に改める。

第二十七条中「よう努めなければならない」を「ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国際協力の推進)

第二十七条の二 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第二十八条の見出し中「理解」を「知識と理解」に改め、同条中「特定外来生物の防除等」を「外来生物」に、「理解」を「知識と理解」に、「努めなければならない」を「必要な措置を講ずるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(関係行政機関等の協力)

第二十八条の二 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、

関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「又は第二十四条の二第二項を」、「第二十四条の二第三項又は第二十四条の五第三項」に、「者」を「とき」に改める。

第三十三条中「いづれかに該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に、「除く。」を「除く。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第二十條第三項」の下に、「第二十四条の二第二項又は第二十四条の五第二項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 第二十四条の七第七項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十四条中「者」を「とき」に改め、当該違反行為をした者」に改める。

第三十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十條第一項」の下に、「第二十四条の六又は第二十四条の七第五項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第二十四条の二第一項」の下に「又は第二十四条の五第一項」を加え、「者」を「とき」に改める。

第三十六条第三号中「前二条」を「前三条」に改め、附則第五条を次のように改める。

(特定外来生物の取扱いに関する特例)

第五条 第二条第一項の規定に基づく政令の制定又は改正により新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、第四条及び第七条から第九条までの規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な条件を付して適用しないこととすることができる。

2 第二条第四項の規定は、前項の規定による政令の制定又は改廃の立案について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十一条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除及びこの法律の施行前に旧法第十八条第一項の規定による防除については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消毒命令等の措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養の状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣及び国の関係行政機関の長並びに地方公共団体の長は、特定外来生物の生息又は生育の状況等に関する情報を収集するため調査に必要な限度において、その職員等に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができるものとする。

2 物品の輸入時の検査対象を土地や施設にも拡充するものとする。 3 都道府県が行う防除等について、国の確認手続を不要とするものとする。 4 特定外来生物のうち、国内に広くまん延した場合には著しく重大な生態系等への被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、緊急に検査、防除等を行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として指定する制度を創設するものとする。 5 要緊急対処特定外来生物に係る検査や検査対象の移動禁止や消毒の命令等を規定するものとする。 6 今後新たに指定される特定外来生物の一部について、当分の間、その種の状態に応じ、政令で規制の一部を適用除外できる特例を設けるものとする。 7 国、地方公共団体、事業者及び国民に関する責務規定を創設するものとする。 8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 二 議案の可決理由 本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 令和四年四月二十二日 環境委員長 関 芳弘 衆議院議長 細田 博之殿	〔別紙〕 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。 一 本法において、ヒアリ等への対策が強化されること、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。 二 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。 三 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかにした場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。 四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。 五 アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知する	るなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定外来生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。 六 アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こることが考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。 航空法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 令和四年三月一日 内閣総理大臣 岸田 文雄	第十二章を第十三章とし、第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。 第十章 航空の脱炭素化の推進 （航空脱炭素化推進基本方針） 第三十一条の二の七 国土交通大臣は、航空の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「航空脱炭素化推進基本方針」という。）を定めるものとする。 2 航空脱炭素化推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 航空の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項 二 航空の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 三 航空の脱炭素化の推進のために、航空運送事業を営業者、空港等の設置者その他の関係者が講ずべき措置に関する基本的な事項 四 次条第一項に規定する航空運送事業脱炭素化推進計画の同法第三項の認定に関する基本的な事項 五 空港法第二十四条第一項に規定する空港脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項 六 前各号に掲げるもののほか、航空の脱炭素化の推進のために必要な事項 航空法等の一部を 二七
--	--	--	---

3 航空脱炭素化推進基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。 4 国土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めようとするときは、環境大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。 5 国土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 前三項の規定は、航空脱炭素化推進基本方針の変更について準用する。 (航空運送事業脱炭素化推進計画) 第三百三十一條の二の八 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画(以下「航空運送事業脱炭素化推進計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。 2 航空運送事業脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 航空運送事業の脱炭素化の目標 二 前号の目標を達成するために行う非化石燃料(化石燃料以外の物であつて、燃焼の用に供されるものをいう。)の使用その他の措置の内容 三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その航空運送事業脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。	二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。 4 前項の認定を受けた本邦航空運送事業者(以下「認定航空運送事業者」という。)は、当該認定に係る航空運送事業脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。 5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。 (事業計画の変更の特例) 第三百三十一條の二の九 認定航空運送事業者が前条第三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。)を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画(以下「認定航空運送事業脱炭素化推進計画」という。)に従つて前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を実施するため第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。 (空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め) 第三百三十一條の二の十 認定航空運送事業者は、空港法第二十六条第一項に規定する空港脱炭素化推進協議会(当該認定航空運送事業者を構成員とするものに限る。)に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を行うことを求めることができる。	(指導及び助言) 第三百三十一條の二の十一 国は、認定航空運送事業者に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 (認定の取消し) 第三百三十一條の二の十二 国土交通大臣は、認定航空運送事業脱炭素化推進計画が第三百三十一條の二の八第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定航空運送事業者が認定航空運送事業脱炭素化推進計画に従つて航空運送事業の脱炭素化のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 (関係者の協力) 第三百三十一條の二の十三 国土交通大臣及び航空運送事業を営業者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。 附則第五条の見出し中「令和四年三月三十一日」を令和五年三月三十一日に改め、同条第一項中「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 国土交通大臣は、前項の規定により航空運送事業基盤強化方針に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が引き続き甚大影響事態と認められ、当該影響に対応するため令和五年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金の軽減又は免除(第一号及び第二号において「令和三年	度及び令和四年度の料金減免」という。)を行うときは、当該航空運送事業基盤強化方針において定められた同項各号に掲げる事項を次に掲げる事項に変更するものとする。 一 令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容に関する事項 二 令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項 (空港法の一部改正) 第二条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。 目次中「第二節 空港機能施設事業(第十五条第二十三条)」を「第二節 空港機能施設事業(第十五条第二十三条)」を「第二節 空港の脱炭素化の推進(第二十四条第三十条)」に、「第二十四条第三十六条を「第三十一条第四十三条」に、「第三十七条第四十四条を「第四十四条第五十一条」に改める。 第一条中「措置」の下に「並びに空港の脱炭素化を推進するための措置を加える。 第十四条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第二号中「いう」の下に「第二十六条第二項第二号において同じ」を加え、同条第三項中「同項に規定する協議を行う旨を」を「協議会において協議を行うときは、あらかじめ、「者」を「者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を」に改め、同条第四項中「係る」の下に「事項の」を加える。 第四十四条を第五十一条とし、第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とする。 第四十一条中「ときは」を「場合には」に改め、同条を第四十八条とする。
---	---	--	---

第四十条中「第三十七条」を「第四十四条」に、「罰金刑を刑」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十九条中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十六条とする。

第三十八条中「ときは」を「場合には」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第四十四条とする。

第五章中第三十六条を第四十三条とし、第二十九条から第三十五条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を第三十五条とし、同条の前の見出しとして「(東京国際空港の特例)」を付する。

第二十七条中「国有財産を」を「ものを」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条の見出しを「(国有財産の無償貸付け)」に改め、同条中「である国有財産を削り、〔昭和二十三年法律第七十三号〕第二条の国有財産を」第三条第三項に規定する普通財産に改め、同条を第三十三条とし、第二十五条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とする。

第四章に次の一節を加える。

第三節 空港の脱炭素化の推進

(国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等)

第二十四条 国土交通大臣である空港管理者

令和四年四月二十六日 衆議院会議録第二十三号

は、その管理する空港の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。)の推進を図るための計画(以下「空港脱炭素化推進計画」という。)を作成することができる。

2 空港脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 空港の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために実施する再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十二年法律第百八号)第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。)の整備その他の空港の脱炭素化のための事業(以下「空港脱炭素化推進事業」という。)及びその実施主体に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に前項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4 空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならない。

5 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を定めたときは、遅滞なく、航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書

これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、国土交通大臣である空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について準用する。

(国土交通大臣以外の空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定)

第二十五条 空港管理者(国土交通大臣を除く。以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その空港脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針及び航空法第百三十一条の二の七第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。
二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 空港管理者は、空港脱炭素化推進計画について前項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 第三項の認定を受けた空港管理者(第二十七条及び第二十九条において「認定空港管理者」という。)は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

(空港脱炭素化推進協議会)

第二十六条 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「空港脱炭素化推進協議会」という。)を組織することができる。

2 空港脱炭素化推進協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者

二 指定空港機能施設事業者、航空運送事業者その他の当該空港において航空機の運航に関する事業を行う者

三 空港脱炭素化推進計画に記載しようとする空港脱炭素化推進事業を実施すると見込まれる者

四 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者その他の当該空港管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 指定空港機能施設事業者及び航空法第百三

十一 条の二の八第四項に規定する認定航空運送事業者は、空港脱炭素化推進協議会が組織されていない場合にあつては、空港管理者に對して、空港脱炭素化推進協議会を組織するよう要請することができる。

6 空港管理者は、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

7 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員でないものは、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者に對して、自己を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前項の規定による申出を受けた空港管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

9 空港脱炭素化推進協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に對し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

10 空港脱炭素化推進協議会において協議が調つた事項については、空港脱炭素化推進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、空港脱炭素化推進協議会の運営に關し必要な事項は、空港脱炭素化推進協議会が定める。

(航空法の特例)

第二十七条 認定空港管理者が第二十五条第三項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。)を受けた空港脱炭素化推進計画(以下「認定空港

脱炭素化推進計画」という。)に従つて空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四十条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(国有財産法の特例)

第二十八条 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。)を空港脱炭素化推進計画(国土交通大臣が作成したものに限る。)又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができる。

2 国有財産法第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。

3 第一項の規定による貸付けの期間は、三十年以内とする。

(指導及び助言)

第二十九条 国は、認定空港管理者又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に對し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定の取消し)

第三十条 国土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画が第二十五条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定空港脱炭素化推進計画に従つて空港脱炭素化推進事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

附則第三条第三項中「第二十七条を」第三十条に、「第三十一条を」第三十八条に改め

る。

附則第五条第一項中「第三十二条及び第三十三条を」第三十九条及び第四十条に改め、同条第二項中「ときは」を「場合には」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項を」第三十九条第一項に改め、同項第四号中「第三十二条第二項を」第三十九条第二項に改め、同条第三項中「罰金刑を」刑に改める。

附則第八条(見出しを含む。)中「第二十九条第一項を」第三十六条第一項に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条第七項中「附則第七条第一項を」附則第八条第一項に改め、同条第十四項中「第二十五条を」第三十二条に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

(共用空港における空港の脱炭素化の推進)

第六条 第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項中「国土交通大臣である空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項中「その管理する空港」とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と、第二十六条第一項、第二項第一号、第三項及び第五項から第八項までの規定中「空港管理者」とあり、並びに同条第二項第四号中「当該空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十八条第一項中「空港脱炭素化推進計画(国土交通大臣が作成したものに

限る。又は認定空港脱炭素化推進計画」とあるのは「附則第六条において準用する第二十四条第一項の規定により国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画」と読み替へるものとする。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律の一部改正)

第三条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第三十二条第一項を」第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項に、「及び」を「並びに」に、「第三十二条を」第四十条に改め、同条第二項中「第三十二条の」を「第三十九条の」に、「第三十二条第一項を」第三十九条第一項に改める。

第三十九条第三号中「第三十二条第一項を」第三十九条第一項に改め、同条第四号中「第三十二条第二項の」を「第三十九条第二項の」に改める。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に關する法律の一部改正)

第四条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に關する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「規定する国管理空港運営権者」の下に「(以下「国管理空港運営権者」という。)」を加え、「とし」を「と」、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあるのは「国管理空港運営権者、指定空港機能施設事業者」としに改め、同条第二項中「第三十二条及び第三十三条を」第三十九条及び第四十条に、「第三十二条第一項を」第三十九条第一項に改める。

第十三条中「第三十二条第一項を」第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設

「設事業者」とあり、同法第三十九条第一項に、
「第三十三條」を「第四十條」に改める。

第三十九条第九号中「第三十二條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条第十号中「第三十二條第二項」を「第三十九條第二項」に改める。

附則第七條第二項中「第三十二條及び第三十三條」を「第三十九條及び第四十條」に、「第三十三條中」を「第四十條中」に、「第三十二條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

附則第十一條第九号中「第三十二條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条第十号中「第三十二條第二項」を「第三十九條第二項」に改める。

附則第十八條中「第三十二條第一項」を「第三十六條第二項第二号及び第五項中「指定空港機能設事業者」とあり、同法第三十九條第一項に、「第三十三條」を「第四十條」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法附則第五條の改正規定及び附則第三條の規定 公布の日

二 一次條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（航空脱炭素化推進基本方針に関する準備行為）
第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日前

においても、第一条の規定による改正後の航空法第三十一條の二の七第四項の規定の例により、同条第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針の案について環境大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議することができ

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九條の五第三項中「附則第七條第一項」を「附則第八條第一項」に、「附則第二百五十九條の三第七項」を「同条第七項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第七條第一項」を「附則第八條第一項」に改める。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「第四條、第六條、第九條、第二十五條、第二十七條及び第三十一條の規定にかかわらず、同法を削る。

附則第十條中「新空港法第二十八條」を「空港法第三十五條」に改める。

（航空法等の一部を改正する法律の一部改正）
第七条 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、航空法第一条の改正規定中「図ること等」を「図り」を「講ずること等」を「講じ」に改め、同法第三十二條の三を改め、同

法第十章第二節中同条を第百三十二條の九十二とする改正規定及び同法第十章第二節を同章第四節とする改正規定中「第十章第二節」を「第十一章第二節」に改め、同法第十章第一節中第百三十一條の十四を第百三十二條の十二とし、同節の次に二節を加える改正規定中「第十章第一節」を「第十一章第一節」に改める。

附則第十五條のうち自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号「第百七條第三項の改正規定中「第十章」を「第十一章」に改める。

理 由

最近における航空輸送をめぐむる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特別の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における航空輸送をめぐむる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に

係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特別の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 航空法の一部改正

（一）航空法の目的として、航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。

（二）国土交通大臣は、航空の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。

（三）本邦航空運送事業者は、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。また、計画の認定を受けた事業者は、2の四の協議会に対し、計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を求めることができること。

（四）国土交通大臣及び航空運送事業を営業者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

（五）令和五年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特別

（1）国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和三年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和五年三月三十一日までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容等に関する事項に変更すること。

（2）（1）の場合においては、航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響

響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項についても記載すること。

2 空港法の一部改正

(一) 空港法の目的として、空港の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。

(二) 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化の推進を図るための計画(以下「空港脱炭素化推進計画」という。)を作成することができること。

(三) 国土交通大臣以外の空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。

(四) 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

(五) 国は、空港の脱炭素化のための事業(以下「空港脱炭素化推進事業」という。)の用に供するため、行政財産を(二)の国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画又は(三)の国土交通大臣以外の空港管理者が作成して国土交通大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができることとし、当該貸付けの期間は三十年以内とすること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における航空輸送をめぐる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の

航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書
合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特例の延長等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

令和四年四月二十二日

国土交通委員長 中根 一幸
衆議院議長 細田 博之殿

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条―第二十八条」を「第十九条―第三十条」に、「第二十九条―第三十九条」を「第三十一条―第

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の
四十二条」に、「第四十条―第四十四条」を「第四十三條―第四十七條」に、「第四十五条―第五十条」を「第四十八條―第五十四條」に、「第五十一条―第六十八條」を「第五十五條―第七十二條」に、「第六十九條―第七十九條」を「第七十三條―第八十三條」に、「第八十条―第九十八條」を「第八十四條―第一百二條」に、「第九十九條―第一百四條」を「第一百三條―第九十八條」に、「第一百五條―第二百二條」を「第九十九條―第二百六條」に、「第二百三條―第二百九條」を「第二百二十七條―第二百三十三條」に、「第二百三十四條―第二百三十七條」に、「第二百三十四條―第二百三十八條」を「第二百三十八條―第二百四十二條」に、「第二百三十九條―第二百四十二條」を「第二百四十三條―第二百四十六條」に、「第二百四十三條」を「第二百四十七條」に、「第二百四十四條―第二百四十八條」を「第二百四十八條―第二百五十二條」に、「第二百四十九條―第二百五十三條」を「第二百五十三條―第二百五十七條」に、「第二百五十四條・第二百五十五條」を「第二百五十八條・第二百五十九條」に、「第二百五十六條―第二百六十七條」を「第二百六十條―第二百七十一條」に、「第二百六十八條―第二百七十四條」を「第二百七十二條―第二百七十八條」に改める。

第一条中「内外」を「我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外に、「燃料資源」を「エネルギー」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「エネルギー」とは、化石

燃料及び非化石燃料並びに熱(政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び電気をいう。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱(第五条第二項第二号ロ及びハにおいて「非化石熱」という。)及び化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気(同号二において「非化石電気」という。)をいう。

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。

6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることをいう。

第三条第一項中「電気の需要の平準化」を「非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条第二項中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改める。

第四条中「合理化」を「合理化及び非化石エネ

ルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改める。

第五条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「の目標」を「の目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む）」に改め、同項第一号中「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同項第二号イ中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気」の需要の平準化に「電気」の需要の最適化に改め、同項第一号中「電気需要平準化時間帯」を「電気需要最適化時間帯」に、「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に、「燃料又は」を「化石燃料若しくは非化石燃料若しくは」に、「転換」を「転換又は化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用から電気の使用への転換」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を消費する機械器具を使用する時間の変更
第五条中第二項を第三項とし、第一項の次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、工場等における非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおける非化石エ

ネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃焼における非化石燃料の使用
ロ 加熱及び冷却における非化石熱の使用
ハ 非化石熱を使用した動力等の使用
ニ 非化石電気を使用した動力、熱等の使用

第五条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならない。

第六条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「事項を勘案して、同項各号」を「事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第二十九条第二項第二号」を「第三十一条第二項第二号」に、「合理化」を「合理化又は非化石エネルギーへの転換」に改める。

第八条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その」を「並びにその」に改める。

第九条第一項中「業務の下に」（第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）を加え、同項第二号中「第五十一条」を「第五十五条」

に改める。

第十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業者（その設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第十七条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百七十四条第一号中「第十九条第三項」を削り、「第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十條第三項、第三十一條第三項、第三十三條第二項、第三十四條第三項」を「第二十一條第三項、第二十三條第二項、第二十四條第三項、第二十六條第三項、第三十二條第三項、第三十三條第三項、第三十五條第二項」に、「第四十一條第二項、第四十二條第三項又は第四十四條第三項」を「第三十八條第三項、第四十四條第二項、第四十五條第三項又は第四十七條第三項」に改め、同条第二号中「第

九十二条第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条を第百七十八条とする。

第百七十三条中「第百六十八条第二号若しくは第三号、第百七十条又は第百七十一条」を「第百七十二條第二項、第百七十四條又は第百七十五條」に、「一刑」を「罰金刑」に改め、同条を第百七十七条とする。

第百七十二條中「ときは、その」を「場合には、当該」に改め、同条第一号中「第五十八條」を「第六十二條」に改め、同条第二号中「第六十六條第一項若しくは第七十八條第一項」を「第七十條第一項若しくは第八十二條第一項」に、「第六十六條第二項若しくは第七十八條第二項」を「第七十條第二項若しくは第八十二條第二項」に改め、同条第三号中「第七十三條」を「第七十七條」に改め、同条第四号中「第百六十二條第四項」を「第百六十六條第四項」に改め、同条を第百七十六條とする。

第百七十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第八條第二項、第九十一條、第一百一條第二項、第一百九條第二項、第百二十五條第二項又は第百三十九條第三項」を「第十九條第二項、第百五條第二項、第百十三條第二項、第百二十九條第二項又は第百四十三條第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第二十六條第一項、第三十七條第一項、第百二條、第百十條、第百四十四條、第百二十六條、第百三十一條又は第百四十條」を「若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第三十九條第一項若しくは第二項、第百六條第一項若しくは第二項、第百八條第一項若しくは第二項、第百三十條第一項若しくは第二項、第百三十五條第一項若しくは第二項又は第百四十四條第一項若しくは第二項」に、「者」を

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

三四

「とき。」に改め、同条第三号中「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第四十八条第二項」を「第二十八条第一項」(第五十二条第二項)に、「第三十八条第一項」(第四十八條第三項)を「第四十条第一項」(第五十二條第三項)に、「第四十九条、第三百三条第一項(第三百三十六條第一項)を「第五十三條、第三百七條第一項(第四百四十條第一項)に、「第一百十一條第一項(第四百九條第一項)を「第一百五條第一項(第二百二十三條第一項)に、「第一百五條第一項(第二百十九條第二項)を「第十九條第一項(第二百二十三條第二項)に、「第二百二十條、第二百二十七條第一項(第三百三十六條第二項)を「第二百二十四條、第三百三十一條第一項(第四百四十條第二項)に、「第三百三十二條第一項(第三百三十六條第三項)を「第三百三十六條第一項(第四百四十條第三項)に、「第三百三十七條、第四百四十一條第一項若しくは第四百六十二條第一項を「第四百四十一條、第四百四十五條第一項若しくは第四百六十六條第一項に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第九十七條第一項」を「第一百一條第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。 四 第九十五條の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。 第七十一條を第七十五條とする。 第七十條中「者」は「場合」には、当該違反行為をした者」に改め、同条第一号中「第十九條第一項を削り、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一項、第四十二條第一項	又は第四十四條第一項」を「第三十八條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項又は第四十七條第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十八條第五項、第三十九條第五項、第四百四條第三項、第四百十二條第三項、第十六條第三項、第二百二十八條第三項、第三百三十三條第三項、第四百四十二條第三項、第四百四十六條第三項、第四百四十八條第三項、第五百一十一條第三項又は第五百十三條第三項」を「第二十九條第五項、第四十一條第五項、第四百八條第四項、第四百十六條第四項、第四百三十七條第四項、第四百四十六條第四項、第五百五十條第三項、第五百五十二條第三項、第五百五十五條第三項又は第五百五十七條第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第七十四條とする。 第六十九條中「第六十五條第二項又は第七十七條第二項」を「第六十九條第二項又は第八十一條第二項」に、「その」を「当該」に改め、同条を第七十三條とする。 第六十八條中「者」は「場合」には、当該違反行為をした者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第九十三條」を「第九十七條」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第九十六條」を「第一百條」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 第五十六條第二項又は第六十七條第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第六十八條を第七十二條とする。 第六百六十七條第一項中「第三章第一節」の下に「(第五條第一項を除く。)」を加え、「第六百六十二	条第三項」を「第六百六十六條第三項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中「第四項」を「第五項」とし、第三項を「第四項」とし、同条第二項中「第六百六十二條第九項」を「第六百六十六條第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 第五條第一項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。 第八章中「第六百六十七條を第七十一條とし、第六百六十六條を第七十條とし、第六百六十五條を第六百六十九條とする。 第六百六十四條第一項中「第六十一條(第六十二條第四項)を「第六十五條第六十六條第四項」に、「第六十五條、第七十七條又は第九十六條」を「第六十九條、第八十一條又は第一百條」に改め、同条を第六十八條とする。 第六百六十三條第一項中「第二十條第二項」を「第二十一條第二項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條第二項」に、「第二十五條第二項」を「第二十六條第二項」に、「第三十一條第二項」を「第三十三條第二項」に、「第三十四條第二項」を「第三十六條第二項」に、「第三十六條第二項」を「第三十八條第二項」に、「第四十二條第二項」を「第四十五條第二項」に、「第四十四條第二項」を「第四十七條第二項」に、「第五十一條第一項第二号」を「第五十五條第一項第二号」に改め、同条第二項中「第五十二條第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同条を第六百六十七條とする。 第六百六十二條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十一條第一項」を	「第二十二條第一項」に、「第二十四條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第三十二條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十五條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、「第四十條第一項及び第三項並びに」を削り、「の規定」を「並びに第四十六條第一項及び第三項の規定」に改め、同条第二項中「第十九條第一項」を削り、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第四十四條第一項」を「第三十八條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項及び第四十七條第一項」に改め、同条第三項中「第十八條第一項及び第四項、第十九條第一項」を「第十九條第一項及び第四項」に、「及び第三項、第二十二條第一項及び第三項」に、「及び第三項、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項及び第三項」を「第二十五條第一項及び第三項、第二十六條第一項、第三十二條第一項、第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三項」に、「第三十五條第一項及び第三項、第三十五條第一項及び第三項」を「及び第三項、第三十五條第一項」に、「第四十條第一項及び第三項、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四十四條第一項及び第三項、第三十八條第一項及び第三項、第三十八條第一項、第三十九條第一項及び第三項」を「及び第三項、第三十八條第一項、第三十九條第一項及び第三項」に、「並びに第五十條」を「、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第三項、第四十七條第一項並びに第五十四條」に、「第四十六條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同条第六項中「第一百一條第一項」を「第一百五條第一項」に、「第一百二十五條第一項」を「第二百二十九條第一項」に、「第三百三十九條第一項」を「第四百三十三條第一項」に改め、同条第七項中「第一百一條第一項」
--	--	---	---

を「第二百五条第一項」に、「第二百二十五条第一項」を「第二百二十九条第一項」に、「第二百三十八条並びに第二百三十九条第一項」を「第二百四十二条並びに第二百四十三条第一項」に、「第二百三十四条第一項」を「第二百三十八条第一項」に改め、同条第八項中「第二百九条第一項」を「第二百十三条第一項」に、「第二百五条」を「第二百九条」に、「第二百六十七条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改め、同条第九項中「第二百九条第一項」を「第二百十三条第一項」に、「第二百二十一条」を「第二百二十五条」に、「第二百七条第一項」を「第二百二十一条第一項」に改め、同条第十項中「特定エネルギー消費機器等製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定熱損失防止建築材料製造事業者等」を「熱損失防止建築材料製造事業者等」に改め、同条を第二百六十六条とする。

第二百六十一条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同条を第二百六十五条とする。

第二百六十条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第二百六十四条とする。

第二百五十九条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「連携等」を「連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等」に改め、同条を第二百六十三条とする。

第二百五十八条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第二百六十二条とする。

第二百五十七条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第二百六十一条とする。

第二百五十六条中「合理化等」を「合理化及び非

化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第二百六十条とする。

第二百五十五条第一項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条を第二百五十九条とし、第百五十四条を第百五十八条とし、第六章第二節中第百五十三条を第百五十七条とし、第百五十二条を第百五十六条とする。

第二百五十一条第一項中「第百四十九条」を「第百五十三条」に改め、同条を第百五十五条とし、第百五十条を第百五十四条とし、第百四十九条を第百五十三条とし、第六章第一節中第百四十八条を第百五十二条とし、第百四十七条を第百五十一条とし、第百四十六条を第百五十条とする。

第百四十五条第一項中「第百六十二条第十項」を「第百六十六条第十項」に改め、同条を第百四十九条とする。

第百四十四条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 エネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造又は輸入その他の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならない。

第百四十四条を第百四十八条とする。

第百四十三条中「効率的利用の」の下に「ための措置及び建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させるを」、「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、「電気の需要の平準

化」を「電気の需要の最適化」に改め、第五章中同条を第百四十七条とする。

第百四十二条第一項中「第九十九条第一項及び第百二十三条第一項」を「第百三十三条第一項及び第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項及び第百二十三条第二項」を「第百三十三条第三項及び第百二十七条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三十三条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三十三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第四節中第百四十二条を第百四十六条とする。

第百四十一条第一項中「第百三十九条第一項」を「第百四十二条第一項」に改め、同条を第百四十五条とする。

第百四十条中「第九十九条第一項及び第百二十七条第一項」を「第百三十三条第一項及び第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、

定期に、第百三十三条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百四十条を第百四十四条とする。

第百三十九条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第百一条、第百二十五条」を「第百五条、第百二十九条」に改め、同条を第百四十三条とする。

第四章第三節第二款中第百三十八条を第百四十二条とする。

第百三十七条中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百三十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十三条第一項」を「第百七条第一項」に、「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条第二項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百二十七条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条を第百四十条とし、同条の前に見出しとして「貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等」を付し、第百三十五条を第百三十九条とし、第百三十四条を第百三十八条とする。

第百三十三条第一項中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三十三条第一項又は第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項又は

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

は第二百三十三条第二項を「第百三十三条第三項又は第百二十七条第三項」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者、業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三十三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三十三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第三節第一款中第百三十三条を第百三十七条とし、第百三十二条を第百三十六条とする。

第百三十一条中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三十三条第一項又は第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に

提出しなければならない。

第百三十一条を第百三十五条とする。

第百三十三条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第百三十四条とする。

第百二十九条中「推進」を「推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第四章第二節中同条を第百三十三条とする。

第百二十八条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十三条第二項」を「第百二十七条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第百二十九条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第百二十八条を第百三十二条とする。

第百二十七条第一項中「第百二十五条第一項」

を「第百二十九条第一項」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百二十六条中「第百二十三条第一項」を「第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百二十六条を第百三十条とする。

第百二十五条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第百二十九条とする。

第百二十四条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百二十三条第一項第一号中「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第百三十三条第四項」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「指針」を「指針に」、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する

判断の基準となるべき事項に、それぞれに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第百二十三条を第百二十七条とする。

第百二十二条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「第百八条、第百十二条又は第百十六条」を「第百十二条、第百十六条又は第百二十条」に改め、第四章第一節第二款中同条を第百二十六条とし、第百二十一条を第百二十五条とする。

第百二十条中「第百十七條第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百二十四条とする。

第百十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百十七條第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十一条第一項」を「第百十五條第一項」に改め、同条第二項中「第百十七條第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十五條第一項」を「第百十九條第一項」に改め、同条を第百二十三条とし、同条の前に見出しとして「(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)」を付し、第百十八条を第百二十二条とし、第百

十七条を第百二十一条とする。

第百十六條第一項中「第百七條第一項」を「第百十一條第一項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に改め、同條中第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一條第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に對し、同條第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

第百十六條を第百二十條とし、第百十五條を第百十九條とする。

第百十四條中「第百七條第一項」を「第百十一條第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 認定管理統括荷主は、經濟産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第百十四條を第百十八條とする。

第百十三條第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同項第二号及び同條第二項第二号中「第百九條第一項」を「第百十三條第一項」に改め、同條を第百十七條

とする。

第百十二條第一項中「第百七條第一項」を「第百十一條第一項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に改め、同條中第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一條第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に對し、同條第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

第百十二條を第百十六條とし、第百十一條を第百十五條とする。

第百十條中「第百七條第一項」を「第百十一條第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 特定荷主は、經濟産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第百十條を第百十四條とする。

第百九條第一項中「第百十三條第二項」を「第百十七條第二項」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同條第三項第一号中「第百五條各号」を「第百九條各号」に改め、同條を第百十三條とする。

第百八條中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前條第一項」を「前條第一項若しくは第二項」に、「第百六條第一項第一号及び第二号」を「第百十條第一項第一号及び第二号若しくは同項第三号」に、「前條第二項」を「前條第三項」に、「第百六條第一項第三号」を「第百十條第一項第四号」に改め、同條を第百十二條とする。

第百七條第三項中「第百九條第三項」を「第百三條第四項」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「指針」を「指針に、同條第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前條第一項第三号」を「前條第一項第四号」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 經濟産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、前條第一項第三号に掲げる措置並びに当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に關し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第百七條を第百十一條とする。

第百六條第一項中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項第一号中「輸送」を「貨物の輸送」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択するための措置

第百六條第一項に次の一号を加える。

四 電氣需要最適化時間帯を踏まえた電氣を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

第百六條を第百十條とし、第百五條を第百九條とする。

の量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択するための措置

第百六條第一項に次の一号を加える。

四 電氣需要最適化時間帯を踏まえた電氣を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

第百六條を第百十條とし、第百五條を第百九條とする。

第百四條第一項中「第百一條第一項」を「第百五條第一項」に、「第百九條第一項」を「第百三條第一項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に改め、同條中第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第百五條第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三條第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に對し、当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同條第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

第四章第一節第一款中第百四條を第百八條とする。

第百三條第一項中「第百一條第一項」を「第百五條第一項」に改め、同條を第百七條とする。

第百二條中「第百九條第一項」を「第百三條第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 特定貨物輸送事業者は、前條第一項の規定

による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に關し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならぬ。

第二百二条を第百六条とする。

第百一条第一項中「第百三十条第二項に」を「第百三十四条第二項に」に、「第百二十五条第一項を」第百二十九条第一項に、「第百三十条第二項第二号」を「第百三十四条第二項第二号」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条を第百五条とする。

第百条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に關する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第百四条とする。

第九十九条第一項第一号中「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同条第三項中「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の

輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に關する事項並びに貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に關し、貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第九十九条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に關する事項及び非化石エネルギーへの転換に關する事項の相互の間の調和が保たれたものでなければならぬ。

第九十九条を第百三条とする。

第九十八条第二号中「第八十九条又は第九十一条」を「第九十三条又は第九十五条」に改め、同条第三号中「第九十六条」を「第百条」に改め、第三章第四節中同条を第百二条とし、第九十七条を第百一条とする。

第九十六条第一号中「第八十五条第一号」を「第八十九条第一号」に改め、同条第二号中「第八十八条第三項、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第一項」を「第九十二条第三項、第九十三条、第九十四条第一項、第九十五条、第九十六条第一項」に改め、同条第三号中「第九十二条第二項各号」を「第九十六条第二項各号」に改め、同条を第百条とする。

第九十五条中「第八十八条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第九十四条中「第八十六条第一項各号」を「第九十条第一項各号」に改め、同条を第九十八条とし、第九十三条を第九十七条とする。

第九十二条第一項中「第百七十四条第二号」を

「第百七十八条第二号」に改め、同条を第九十六条とし、第九十一条を第九十五条とする。

第九十条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第九十四条とし、第八十九条を第九十三条とし、第八十八条を第九十二条とし、第八十七条を第九十一条とする。

第八十六条第一項中「第八十四条」を「第八十八条」に改め、同条を第九十条とする。

第八十五条第二号中「第九十六条」を「第百条」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十四条中「第八十条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十三条第一項及び第二項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第四十九条」を「第五十三条」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十二条第一項ただし書中「第三十九条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項(第四十八条第三項)」を「第四十条第一項(第五十二条第三項)」に、「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項ただし書中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条第一項(第四十八条第二項)」を「第二十八条第一項(第五十二条第二項)」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十条の前の見出しを削り、同条第四項中「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、同条の前に見出しとして「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を付する。

第七十九条第二号中「第七十三条」を「第七十

七条」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第八十一条」に改め、第三章第三節中同条を第八十三条とし、第七十八条を第八十二条とする。

第七十七条第一項中「第七十一条第三号」を「第七十五条第三号」に改め、同条第二項第二号中「第七十条第二号」を「第七十四条第二号」に改め、同項第三号中「第七十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第四号中「第七十二条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第八十条とし、第七十五条を第七十九条とし、第七十一条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

第七十条第一号中「第七十七条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十九条中「第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項」を「第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項」に、「第四十二条第二項及び第四十四条第二項」を「第三十八条第二項、第四十五条第二項及び第四十七条第二項」に、「第百六十九条」を「第百七十三条」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十八条第一号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二号中「第五十八条」を「第六十二条」に改め、同条第三号中「第六十五条」を「第六十九条」に改め、第三章第二節中同条を第七十二条とする。

第六十七条第一項中「第五十八条」を「第六十二条」に、「第六十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二項中「第五十八条」を「第六十二条」に、「第六十五条」を「第六十九条」に

改め、同条を第七十一条とし、第六十六条を第七十条とする。

第六十五条第一項中「第五十六条第三号」を「第六十条第三号」に、「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二項」を「第五十五条第二号」に改め、同項第三号中「第五十七号第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第四号中「第五十七条第三項、第六十一条（第六十二条第四項）を「第六十一条第三項、第六十五号第六十六条第四項」に改め、同項第五号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十四条第一項中「第五十六号各号」を「第六十条各号」に改め、同条を第六十八条とし、第六十三号を第六十七号とし、第六十条から第六十二条までを四号ずつ繰り下げる。

第五十九号第一項中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条を第六十三号とし、第五十八号を第六十二条とし、第五十七号を第六十一条とする。

第五十六条中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十五条中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条第一号中「第六十五号第二項」を「第六十九号第二項」に改め、同条第二号中「第六十一条」を「第六十五号」に改め、同条を第五十九号とし、第五十四号を第五十八号とし、第五十一条から第五十三号までを四号ずつ繰り下げ、第三章第一節第六款中第五十条を第五十四条とする。

第四十九条中「第四十六号第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十八条の前の見出しを削り、同条第一項

中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六号第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七号第一項」を「第二十八号第一項」に改め、同条第三項中「第四十六号第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八号第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第五十二号とし、同条の前の見出しとして「（連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等）」を付し、第四十七号を第五十一条とし、第四十六号を第五十条とする。

第四十五条第一項中「第二十二号第一項、第三十三号第一項及び第四十一号第一項」を「第二十三号第一項、第三十五号第一項及び第四十四号第一項」に、「第二十三号第一項、第二十五号第一項、第三十四号第一項」を「第二十四号第一項、第二十六号第一項」に、「第四十二号第一項」を「第三十八号第一項」に、「第四十五号第一項」に改め、同条第二項中「第十九号第一項及び第三十号第一項」を「第二十号第一項及び第三十二号第一項」に改め、同条を第四十八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供）

第四十九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第十五条第二項、第二十七号第二項又は第三十九号第二項の規定により中長期的な計画を作成する特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者の依頼に応じて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第九十四号（第十一条第一項第一号に規定する水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする）。

第三章第一節第五款中第四十四条を第四十七条とする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条第四項

中「第四十条第一項」を「第四十三号第一項」に改め、同条を第四十六号とし、同条の前の見出しとして「（第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付し、第四十二号を第四十五条とし、第四十一号を第四十四条とする。

第四十条の前の見出しを削り、同条第二項中「第四十三号第一項」を「第四十六号第一項」に、「第四十二号第一項」を「第四十五号第一項」に改め、同条を第四十三号とし、同条の前の見出しとして「（第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付する。

第三十九号第一項中「次項」を「次項及び次条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第四款中同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（非化石エネルギーへの転換に関する勧告等）
第四十二条 主務大臣は、第三十九号第二項に規定する認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
第三十八号を第四十条とする。

第三十七条中第三項を第四項とし、同条第二

項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定管理統括事業者（当該認定管理統括事業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第三十七条を第三十九号とし、第三十六号を第三十八号とする。

第三十五条の前の見出しを削り、同条第四項中「第三十二号第一項」を「第三十四号第一項」に改め、同条を第三十七号とし、同条の前の見出しとして「（第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付し、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とする。

第三十二条の前の見出しを削り、同条第二項中「第三十五号第一項」を「第三十七号第一項」に、「第三十四号第一項」を「第三十六号第一項」に改め、同条を第三十四号とし、同条の前に見

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案 四〇

出しとして「(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第三十一条第一項中「業務」の下に「(第三十九条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)」を加え、同条を第三十三条とする。

第三十条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項又は第二項」に、「その」を「並びにその」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中「合理化」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十八条第一項中「同条第二項」を「同条第三項に改め、第三章第一節第三款同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等) 第三十条 主務大臣は、第二十七条第二項に規定する特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定連鎖化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条中第三項を第四項とし、同条第二

項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定連鎖化事業者(その設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)

は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条第四項中「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第二十三条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条第二項

中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第二十条第一項中「業務」の下に「(第二十七条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)」を加え、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「及び第四十八条第二項」を「第四十九条及び第五十二条第二項」に、「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項又は第二項」に、「その」を「並びにその」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第一項中「合理化」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第十九条とする。

第三章第一節第二款に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等) 第十八条 主務大臣は、第十五条第二項に規定する特定事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 (エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第二条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次中「第八条」を「第十条」に、「第九条」第十二条を「第十一条」第十四条に、「第十三条」第十八条を「第十五条」第二十條に、「第十九条」第二十一条を「第二十一条」第二十三条に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二条第二項中「含む」を「含み、水素その他政令で定めるもの(第九条において「水素等」という。)を除く」に、「第五項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「熱又は」を「熱若しくは」に、「をいう」を「又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置(これに相当する措置を含む。))として経済産業省令で定めるものを行うこと(当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。))をいう」に改め、同条第六項中「とは」の下に「環境への負荷の低減に配慮しつつ」を加え、同条第七項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次中「第八条」を「第十条」に、「第九条」第十二条を「第十一条」第十四条に、「第十三条」第十八条を「第十五条」第二十條に、「第十九条」第二十一条を「第二十一条」第二十三条に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二条第二項中「含む」を「含み、水素その他政令で定めるもの(第九条において「水素等」という。)を除く」に、「第五項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「熱又は」を「熱若しくは」に、「をいう」を「又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置(これに相当する措置を含む。))として経済産業省令で定めるものを行うこと(当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。))をいう」に改め、同条第六項中「とは」の下に「環境への負荷の低減に配慮しつつ」を加え、同条第七項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次中「第八条」を「第十条」に、「第九条」第十二条を「第十一条」第十四条に、「第十三条」第十八条を「第十五条」第二十條に、「第十九条」第二十一条を「第二十一条」第二十三条に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

第三条第一項から第三項までの規定、第四条から第六条までの規定、第七条第一項及び第八条第一項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二十二条とする。

第十九条中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第二十一条とし、第五章中第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。第三章に次の二条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う非化石エネルギー源の調達等に関する情報の提供）

第九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第七条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。
（電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供）

第十条 第七条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者（他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。）に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の一部改正）

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第三条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に、「探鉱」を「探査」、水素の製造等」に、「の供給」を「の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査」に、「地熱資源」

を「水素資源、地熱資源、風力資源」に、「石炭、地熱」を「石炭、水素、地熱、風力」に改める。

第十一条第一項第一号中「探鉱」を「探査」、海外及び本邦における水素（その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ。）の製造及び貯蔵」に、「並びに海外」を「海外」に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺の海域における金属鉱物の選鉱」に、「（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。）」を「並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵（石油等、石炭、水素及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。）及びこれに必要な地層の探査に、及び金属鉱物の探掘等」を「並びに金属鉱物の探掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。）」に改め、同項第三号中「本邦」を「海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦に、並びに海外」を「海外」に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外及び本邦における金属鉱物の選鉱」に、「事業」を「事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵」に改め、同項第四号中「液化並びに」を「液化」に、「探掘等」を「探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査」に改め、同項第六号中「並びに金属鉱物の探鉱」を「金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査」に、「を」を「並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われる風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）」を「に改め、同項第九号イ中「これ」を「二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査並びにこれら」に改める。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等）」の下に「及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵を加え、石油等に係るものに限る」を「石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの」に限り、次号に掲げるものを除く」に改め、「同項第四号に掲げる業務（石油等）」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵」を加え、「及び第六号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱）」を「に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）」、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に改め、同条第二号中「金属鉱物」を「水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる業務、同項第三号」に改め、「及び金属鉱物」の下に「に係るもの並びに水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資」を、「石油等」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵を加え、並びに同項第二号及び第十三号」を「及び同項第十三号」に改める。

第十二条の二中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第十四条の見出し中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改め、同条第一項中「並びに金属鉱物の探掘等」を「水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「石油天然ガ

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案 及び同報告書

四二

ス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中、「本邦における」を「並びに」に改め、同項中第二十一号を第二十五号とし、第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合理用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第九条の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第一項第十八号の次に次の三号を加える。

十九 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十条の三の規定による協力を行うこと。

二十 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十三条の四の規定による情報の提供を行うこと。

二十一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十九条の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第二項第三号中(昭和三十九年法律第七十号)を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号に規定する地熱の探査(海外において行われるものに限る。)に必要な資金

を供給するための出資は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、経済産業大臣の認可を受けて行うことができる。

一 出資を行うことにより本邦における地熱の探査では得ることができない技術及び技能を得ることができると認められること。

二 前号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査機構が第一項第七号の助成金の交付を行った地質構造の調査の結果に基づいて行われるものに限る。次号において同じ。に必要なものであると認められること。

三 第一号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査に活用されると見込まれること。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等及び水素を」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等、水素及び地熱」に、「並びに同項第十九号」を、「同項第十九号に掲げる業務(金属鉱物に係るものを除く。)、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号」に、「これら」を「同項第二十三号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第二号中「(限る。)、同項第二号」を「(限り、地熱に係るものにあつては海外において行われるものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの及び本邦において行われるものに限る。)、同項第二号」に改め、同条第三号中「同項第十九号」を「同項第十九号及び第二十二号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十五号」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第二十一号」を「第十一条第一項第二十五号」に改める。

第十二条の二中「第二十一号」を「第二十五号」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。

第三条第一項中「そう、鉛鉱」を「ピスマス鉱」に、「アンチモン」を「アンチモン」に、「クロム鉄鉱」を「クロム鉄鉱」に、「ひん、ニッケル」を「ニッケル」に、「りん、ニッケル」を「ニッケル」に、「希土類金属、りん」を「アスファルト」を「アスファルト」に、「石こう」を「石膏」に、「明ばん、石、はたる石」を「明ばん、石、螢石」に、「けい石」を「けい石」に、「ろう石」を「ろう石」に、「ちゆう、積鉄床」を「沖積鉄床」に改め、同条第二項中「鉱さい」を「鉱さい」に、「(附合している)」を「付合している」に改める。

第二章第五節に次の一条を加える。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務)

第七十条の三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じ、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(電気事業法の一部改正)

第六条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八條の四十七」を「第二十八條の四十八」に、「第二十八條の四十八」を「第二十八條の五十五」を「第二十八條の四十九」第二十八條の五十六に、「第二十八條の五十六」を「第二十八條の五十七」に、「第二十八條の五十七」を

「第二十八條の五十八」に改める。

第二条第一項第五号ロ中「発電用の電気工作物以外の」を「発電等用電気工作物」に、「(以下)」を「及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。」以外の発電等用電気工作物(以下)に、「発電」を「発電又は放電」に改め、同項第七号イ中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電」を「発電又は放電」に改め、同項第十四号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改め、同項第十五号の二中「発電用又は蓄電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第四条第一項第五号及び第六条第二項第六号に次のように加える。

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第十七条第四項及び第二十七條の十第二項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七條の十二の三第一項第五号及び第二十七條の十二の五第二項第六号に次のように加える。

二 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七條の十二の十第三項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七條の十三第一項第四号に次のように加える。

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七條の二十七第一項第三号を次のように改める。

三 発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
ロ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の二十七第三項中「第一項」の下に「第三号を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 発電事業者は、第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七条の二十八中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電し」を「発電し、又は放電し」に、「発電」を「発電又は放電」に改める。

第二十七条の二十九中、「事業」を「事業」と、「あらかじめ」とあるのは「その休止又は廃止の日以前の経済産業省令で定める日までに」に改める。

第二十七条の三十三第一項第一号中「発電設備」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十八条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号中「発電用」を「発電用又は蓄電用」に改める。

第二十八条の四中「監視」の下に「電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進」を加える。

第二十八条の四十第一項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改め、同項第五号の三中「第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号」を「第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十二第一号」に、「第二十八条の四十七第一項」を「同項」に改める。

第二十八条の四十三中「係る電気」の下に「又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気」を加える。

第二十八条の四十五第二号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十八とし、同条第八目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十七とし、同条第七目中第二十八条の五十五を第二十八条の五十六とし、第二十八条の四十八から第二十八条の五十四までを一条ずつ繰り下げ、同条第六目中第二十八条の四十七を第二十八条の四十八とし、第二十八条の四十六の次に次の一条を加える。

（電気供給事業者の責務）

第二十八条の四十七 電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八条の四十一第一項第五号に掲げる業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに關する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

第二十九条第二項中「意見」の下に「供給能力の確保のために必要な措置に關するものを含む」を加え、同条第五項中「経済産業大臣は」の下に「第一項（前項）において準用する場合を含む。」の規定による推進機関の意見を踏まえ」を加える。

第三十三条の三中「限る」を「限る。次条において同じ」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による推進機関への情報提供）
第三十三条の四 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、推進機関の依頼に応じ

て、第二十八条の四十第一項第一号又は第二号に掲げる業務の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に關する情報の提供を行うものとする。

第三十八条第三項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の四十七第四項、第二十八条の五十六」を「第二十八条の四十八第四項、第二十八条の五十七」に改め、同項第五号中「第二十八条の四十九、第二十八条の五十二第一項」を「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十第一項」を「第二十八条の五十一第一項」に改める。

第二百二十四条第七号中「第二十八条の四十七第四項又は第二十八条の五十六」を「第二十八条の四十八第四項又は第二十八条の五十七」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十第一項」を「第二十八条の五十一第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十四」を「第二十八条の五十五」に改める。

第二百二十八条第一号中「第二十七条の二十七第三項」の下に若しくは第四項を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に關する法律第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次

に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。）及び同法第二百二十八条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十八条第一項第三号、第五十七号の四第五項第三号及び第六十六条の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十七条、第十八条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十九条及び第三十条の規定 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に關する法律（令和四年法律第 号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（処分等の効力）

第二条 この法律（前条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の鉱業法第三条第一項に規定するそう、

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

四四

鉛鉱、アンチモニー鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の鉱業法第三条第一項に規定するピスマス鉱、アンチモン鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に希土類金属鉱を目的として、鉱業法第百条の二第一項に規定する探査を行っている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一月間(当該期間内に同項の許可の申請をしたときは、その申請について許可又は不許可の処分のあつた日までの間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。)

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の電気事業法(附則第二十六条において「第二号改正後電気事業法」という。)(第二十七条の二十七第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において経済産業省令で定める日を経過する日以後に同条第一項第三号(施行日以後にあつては、第六条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)(第二十七条の二十七第一項第三号)に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。)

第六条 施行日前に電気事業法第三条の許可を受けている一般送配電事業者(同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。附則第十一条において同じ。)であつて、同項第八号に規定する一般送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物(同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)を維持し、及び運用

する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第四条第一項第五号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七条 施行日前に電気事業法第二十七条の十二の二の許可を受けている配電事業者(同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者をいう。附則第十一条において同じ。)であつて、同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七条の十二の三第一項第五号ニに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第八条 施行日前に第六条の規定による改正前の電気事業法(次条及び附則第十条において「旧電気事業法」という。)(第二十七条の十三第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一項第十三号に規定する特定送配電事業者であつて、同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七条の十三第一項第四号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第九条 施行日前に旧電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者であつて、発電事業(新電気事業法第二条第

一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条において同じ。)の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号ロに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十条 この法律の施行の際現に発電事業に相当する事業を営んでいる者(旧電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。)は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

第十一条 この法律の施行の際現に一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続している蓄電用の自家用電気工作物(新電気事業法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物をいう。)を維持し、及び運用する者であつて新電気事業法第二十八条の三第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日から起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途

として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百四十五条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百四十七条第一号イ」を「第四百四十一条第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項」に改める。

第四百四十二条第八号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十七条第一号イ」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十一条第一号イ」に改め、同条第九号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項」に改める。

(土地収用法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

- 一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条第五号
- 二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第七条第二項
- 三 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第六項

四 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第三条及び第五条第一項から第四項まで

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に

関する法律（平成二十年法律第六十二号）別表
第一第二十九号及び別表第三第二十二号

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第五十七條の四第五項第三号中「につき電気事業法第二十七條の二十七第三項の規定による届出をした日」を「の日」に改める。

第六十六條の十一第一項第三号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第九十条の十二第二項第四号イ(2)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百七条第一号イ」を「第五百一条第一号イ」に、「第四百五十一項」を「第四百九条第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第五十七条の四第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、附則第五条に規定する経過する日以後に行う同号に規定する原子炉の運転の廃止について適用し、同日前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四第五項第三号に規定する原子炉の運転の廃止については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の一部改正)

第十八条 所得税法等の一部を改正する法律(令

和二年法律第八号附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第五十七條の四第五項第三号中「つき」の下に

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第

号)第六条の規定による改正前の」を加える。

第六十六條の十一第一項第三号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第六十八條の五十四第四項第三号中「つき」の下に「安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律第六條の規定による改正前の」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百六号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第八十条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「発電」の下に「又は放電」を

加える。

(資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に」「燃料」を「化石燃料及び同条第三項に規定する非化石燃料」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）

第二十二條 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「エネルギーの使用の合理化及び化石エネルギーへの転換等に関する

る法律との関係」に改め、同条第一項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四十八条第一項」を第五十二条第一項に、「第二十七条第一項（同法第四十八条第二項を「第二十八条第一項（同法第五十二条第二項に、「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項」を「第四十条第一

項(同法第五十二條第三項)に、「第八十條第三

項〔第八十一條第三項〕を〔第八十四條第三項〕
第八十五條第三項〕に、〔第八十二條第三項〕を
〔第八十六條第三項〕に、〔第三百三條第一項〕同法
第三百三十六條第一項〕を〔第一百七七條第一項〕同法
第四百四十條第一項〕に、〔第四百十一條第一項〕同
法第四百十九條第一項〕を〔第四百十五條第一項〕同
法第四百二十三條第一項〕に、〔第四百十五條第一項〕
同法第四百十九條第二項〕を〔第四百十九條第一項〕

〔同法第二百一十三条第二項〕に、「第二百二十七条

第一項(同法第百三十六條第二項)を「第百三十一條第一項(同法第百四十條第二項)に、「第百三十二條第一項(同法第百三十六條第三項)を

に、「第百四十一条第一項」を「第百四十五条第

一項に「第二十九条第二項を」「第三十一条第二項に」、「第百十三條第二項を」「第百十七條第二項に」、「第百三十條第二項を」「第百三十四條第二項」に改め、同条第二項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律を」「エネルギーの使用

用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に
関する法律」に、「第二十九条第三項」を「第三十

一条第二項」に、「第一百十三條第二項」を「第一百十七條第二項」に、「第三百三十條第二項」を「第三百三十四條第二項」に、「第三十八條第一項（同法第三十四條第三項）」を「第四十條第一項（同法第五十二條第三項）に」、「第八十二條第三項」を「第七十八條第三項」に、

十六條第三項に、「第百十五條第一項(同法第百十九條第二項)を」第百十九條第一項(同法第百二十三條第二項)に、「第百三十二條第一項(同法第百三十六條第三項)を」第百三十六條第一項(同法第百四十條第三項)に改める。

一 項(同法第百四十條第三項)に改める。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第二十三條 国立研究開発法人新工ネルギー・産業技術総合研究所を設け、その事務を所長一人及び理事一人以上、職員若干人により行はせ、その所長及び理事は、内閣府令で定めるところにより、内閣府から任命する。

第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、「規定するエネルギー」の下に「同条第四項に規定する非化石エネルギーを除く。」を加える。

ガス・金属鉱物資源機構の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、第六次エネルギー基本計画等を踏まえ、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネルギーの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正

(一) エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加し、エネルギー全体の使用の合理化を図ること。

(二) 工場等を使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を図り、一定規模以上の事業者に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めること。

2 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

(一) 水素等を非化石エネルギー源として位置付け、その利用を促進すること。

(二) 二酸化炭素回収・貯蔵技術を備えた火力発電を法律上位置付け、その利用を促進すること。

3 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源

機構の名称を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構と改め、その業務について次のとおり見直しを行うこと。

(一) 洋上風力発電のための地質構造調査等の業務を追加すること。

(二) 出資・債務保証業務の対象に水素等の製造・液化等や貯蔵等を追加すること。

(三) 出資・債務保証業務等の対象に二酸化炭素回収・貯蔵事業及びそのための地層探査を追加すること。

(四) 出資・債務保証業務の対象に国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬を追加すること。

4 鉱業法の一部改正

レアアースを鉱業法の適用を受ける鉱物に追加すること。

5 電気事業法の一部改正

(一) 発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改めること。

(二) 蓄電池を電気事業法上の発電事業に位置付け、系統への接続環境を整備すること。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に安定的なエネルギー供給を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本維新の会の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年四月二十二日

経済産業委員長 古屋 範子

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 我が国が国際的に約束した二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度温室効果ガス排出量削減目標の達成、また気候変動に関する政府間パネルの報告への対応等に向けて、更なるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等に必要技術開発や支援措置等にてできるだけ早急に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、大規模投資や長期間のリードタイムが不要な既存のエネルギー源等の活用の方についても積極的に検討を進めること。

二 ロシアによるウクライナ侵略及びこれに伴う経済制裁等を踏まえ、我が国のエネルギー安全保障の確保、我が国産業や国民経済に必要な資源・エネルギーの安定供給及び価格の抑制に全力で取り組むこと。

とりわけ、電力需給逼迫の常態化や電力コストの高騰など安定的で効率的な電力需給基盤の先行きに懸念が生じている現状に鑑み、喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源の最大限の活用により当面の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。

併せて、事業者に対する支援等を通じて、資源・エネルギーの調達先の一層の多角化及び適

切なポートフォリオによる化石燃料の安定調達に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や大規模発電施設に偏らない小規模分散型電源への転換促進への支援、我が国海域における鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。

三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきであることに鑑み、中長期的に必要な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らし不十分な点や改善すべき点がないか検証しつつ、その安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。併せて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行うおととする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。

四 揚水発電は、電力需要変動に対する調整機能や再生可能エネルギーの出力制御の抑制等に有用であることに加え、災害等により他の発電方式が十分活用できない場合の電力供給源として極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、揚水発電の最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

五 水素・アンモニアについては、その特性に応じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつつ、用途毎の利用の在り方を明確にして活用するよう努めること。また、今後の再生可能エネルギーの導入状況や技術開発の進展状況、製造コスト等の観点から不断に検討を加え、できるだ

令和四年四月二十六日 衆議院會議録第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

け早期に温室効果ガスの排出を可能な限り抑えた製造方法等への移行を進めること。

六 大きなポテンシャルを有する営農型太陽光発電の導入拡大に向けて、政府においても逐次その状況を把握し、引き続き、関係省庁で連携して、導入促進のため必要な措置を講ずるよう努めること。

七 「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」の出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、多額の国費を用いるものであることを踏まえ、我が国に必要な資源・エネルギーを確保するための支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するよう留意すること。

八 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論及び動向を踏まえ、市場メカニズムを通じた民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。

また、特定事業者等、特定輸送事業者及び特定荷主等による非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成に当たっては、サステナビリティに関する基準やESG評価への対応のために作成している計画の活用を可能とするなど、その負担を最小限に留めるよう配慮すること。

さらに、主務大臣によるエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化のための指導及び助言に当たっては、民間企業におけるサステナビリティに関する基準やESG評価への対応と整合を図り、その普及拡大に資するよう努めるとともに、サプライチェーン全体による取組や再生可能エネルギーの卸売市場の活用といった経営判断を尊重

すること。
併せて、取組の評価に際しては、エネルギー使用の合理化にかかる年一パーセントという基準の妥当性について現実に即した不断の見直しの議論を行いつつ、実質的にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果が高い場合は高評価が得られるようにするとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者にインセンティブを与える措置を積極的に講ずること。

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 二四二円
(本体 二二〇円)